

# 福岡県災害時受援計画

令和3年9月  
福岡県

## 目次

第1章 総論	1
1 計画策定の趣旨	1
2 基本的な考え方	1
(1) 計画の位置付け	1
(2) 対象とする災害	1
(3) 計画の対象範囲	2
(4) 計画の見直し	2
(5) 留意事項	2
3 拠点施設	2
(1) 救助活動拠点	2
(2) 広域医療搬送拠点	2
(3) 物資拠点（広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点）	3
第2章 受援体制	4
1 本県の受援体制	4
(1) 県支援受入れチーム	4
2 受援に関する主な役割分担	7
(1) 県災害対策本部	7
(2) 県現地災害対策本部	8
(3) 市町村災害対策本部	8
3 県と市町村における連絡調整窓口の一元化	8
4 受援関連業務スペース等の確保	9
(1) 防災関係機関等の活動場所	9
(2) 政府現地対策本部の設置場所	9
(3) リエゾンの活動場所	9
(4) 感染症拡大防止を踏まえた留意事項	9
第3章 支援要請・連絡の手順	11
1 支援要請の基本的な流れ	11
(1) 人的支援	11
(2) 物的支援	11
2 支援要請の具体的な手順	12
(1) 人的支援（救援部隊）の要請	12
(2) 人的支援（医療救護）の要請	13
(3) 人的支援（自治体職員等）の要請	14

(4) 物的支援の要請	16
第4章 人的支援受入れ	18
1 リエゾン（災害対策現地情報連絡員）の受入れ	18
(1) リエゾン発動基準	18
2 救援部隊受入れ	19
(1) 支援受入れ行動タイムライン	19
(2) 救助活動拠点開設フロー	20
(3) 救助活動拠点の選定	21
(4) 救助活動拠点の開設	24
(5) 職員の派遣	24
(6) 救助活動拠点の再選定等	25
(7) 拠点の閉鎖及び施設の状況確認	25
(8) 留意事項	25
3 医療救護活動受入れ	27
(1) 支援受入れ行動タイムライン	27
(2) 情報共有	27
(3) 救援部隊との調整及び連携	27
(4) 職員の派遣	28
(5) 支援受入れ活動フロー	28
4 自治体職員等受入れ	29
(1) 基本的事項	29
(2) 受援対象業務	29
第5章 物的支援受入れ	32
1 支援受入れ行動タイムライン	32
2 物資拠点の確保と運用	35
(1) 広域物資輸送拠点の選定	35
(2) 広域物資輸送拠点の開設	35
(3) 職員の派遣	36
(4) 施設の運用	36
(5) 拠点の閉鎖及び施設の状況確認	36
(6) 留意事項	36
3 物資調整	37
(1) 市町村の需要把握と供給の確保	37
(2) 市町村への供給量・搬送先の決定	38
(3) 物資調整に関する情報管理	39
(4) 義援物資の受入れ	39

(5) 配慮すべき事項	40
4 輸送手段の確保と運用	40
(1) 輸送手段	40
(2) 陸上輸送手段の確保と運用	40
(3) 避難所等への搬送	41
5 支援受入れ行動フロー（基準）	42
6 物資調達・輸送調整等支援システム	42
<b>第6章 その他共通事項等</b>	<b>43</b>
1 通信・連絡手段の確保	43
(1) 広域的な支援要請の連絡	43
(2) 県・市町村の災害対策本部等の相互間の連絡	43
(3) 災害現場と災害対策本部等の連絡	43
2 進入ルート調整	43
(1) 県外につながる緊急輸送道路等	43
(2) 防災拠点を結ぶ路線	43
(3) 海上輸送基地の準備	43
(4) ルートの調整	44
(5) 有料道路	44
3 支援ヘリコプターの受入れ	44
(1) ヘリコプターの運用調整	44
(2) ヘリベースの確保	44
(3) ヘリコプター臨時離着陸場の確保	44
(4) 空域統制	44
(5) 燃料補給	44
(6) 通信	45
4 燃料供給	45
(1) 基本的な考え方	45
(2) 供給の流れ	45

## 第1章 総論

### 1 計画策定の趣旨

平成28年熊本地震では、受援に係る主な課題として、①被災市町村において、受援を必要とする業務があらかじめ整理されておらず、支援職員の能力を十分に活用できなかったこと、②熊本県では物資集積拠点を1箇所しか指定しておらず、その拠点が被災したため、代替施設の確保に時間を要したこと、③物資の荷下ろしや仕分けに係るノウハウや人員が不足したことにより、避難所への物資輸送に支障を来したことなどが明らかとなった。

また、平成29年7月九州北部豪雨では、消防、警察、自衛隊等に加え、内閣府等の国機関（政府現地連絡調整室）、九州地方知事会や関西広域連合の情報連絡員などを県災害対策本部に受け入れたが、災害対策本部室と同一フロアに全ての活動スペースを確保できず、関係者間の情報共有などに課題を生じた。

これらの教訓を踏まえ、「福岡県災害時受援計画（以下「本計画」という。）」を策定するものである。大規模災害が発生した場合に、県外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災地を支援するため、本計画では、受援体制、本県が支援を受ける際の支援の要請や連絡の手順、人的支援を受ける業務や緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊（以下「救援部隊」という。）の活動拠点、物的支援を受ける際の物資の集積拠点や搬送方法等をあらかじめ定める。

なお、本計画では、主に以下の資料を参考としている。

- ・ 平成28年熊本地震の課題等に係る検討結果報告書（平成29年3月、福岡県）
- ・ 地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（平成29年3月、内閣府）
- ・ 熊本地震に係る広域応援検証・評価について〔最終報告〕（平成29年5月、九州地方知事会事務局）
- ・ 平成29年7月九州北部豪雨における災害対応に関する検証結果報告書（平成30年3月、福岡県）

### 2 基本的な考え方

#### (1) 計画の位置付け

本計画は、福岡県地域防災計画を具体化するものである。

#### (2) 対象とする災害

本計画では、被害の規模が甚大で、本県単独では十分な応急対応が実施できない災害を対象とする。

なお、震度6強以上の地震が県内で発生した場合には、「九州・山口9県災害時応援協定」に基づき、九州・山口各県から災害対策現地情報連絡員（以下「リエゾン」とい

う。)が派遣されることから、本計画に基づく対応を即時に開始する。

### (3) 計画の対象範囲

ア 本計画は、大規模災害発生時における救助・救急、医療救護活動、行政機能の維持等に係る人的支援及び被災者に迅速に物資を届けるための物的支援の受入れを対象とする。

イ 支援の受入れを円滑に行うためには、県と市町村の役割分担をあらかじめ明確にしておく必要があることから、本計画では、県の受援業務のみならず、市町村が行うべき基本的な受援業務についても必要な範囲で定めるものとする。

### (4) 計画の見直し

本計画は、訓練を通じた検証や地域防災計画の改定、関係機関の体制の変更等に応じて適宜見直すものとする。

### (5) 留意事項

ア 災害の規模や収集した災害情報等に応じた柔軟な対応に留意する。

イ 本計画で定める内容に係る詳細な対応手順等については、必要に応じ、マニュアル等に別途定めるものとする。

## 3 拠点施設

本計画では、救援部隊の活動や物資の受入れに必要となる次の拠点施設について、複数箇所の候補地をあらかじめ定めておくものとする。実際に使用する拠点施設は、あらかじめ定めた拠点施設の候補地の中から、当該施設及び進入ルート of 被害状況や施設規模・設備等を勘案し、決定するものとする。

### (1) 救助活動拠点

救援部隊の集結・宿営等に提供する拠点

救助活動拠点は、あらかじめ選定した県有施設や市町村有施設などの救助活動拠点候補地の中から選定する。ただし、災害の状況により、より適切であると考えられる場合には、救援部隊が指定する施設等を活用することもできるものとする。

### (2) 広域医療搬送拠点

国が各機関の協力の下、広域医療搬送（自衛隊機等の航空機を用いて被災地内や県内の医療機関だけでは、治療、収容できない重症患者を、被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送）するための拠点

※ 大規模災害時には、SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）を設置

広域医療搬送拠点は、SCUを設置できる航空搬送拠点である福岡空港及び北九州空港を活用する。

(3) 物資拠点（広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点）

被災地への支援物資等の受入れ・保管・出荷を行う拠点（県の物資拠点を「広域物資輸送拠点」、市町村の物資拠点を「地域内輸送拠点」という）

物資拠点は、あらかじめ選定した県有施設や市町村有施設、民間物流倉庫などの物資拠点候補地の中から選定する。ただし、十分な集積場所を確保できない場合は、国等に協力を要請し、物資拠点候補地以外の施設等の利用も検討する。

【資料編 1 拠点施設の一覧】

1-1 救助活動拠点

1-2 広域医療搬送拠点

1-3 物資拠点（広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点）

## 第2章 受援体制

### 1 本県の受援体制

県は、迅速かつ円滑な支援の受入れのため、次の組織を中心とした災害時の広域受援体制を構築する。

#### (1) 県支援受入れチーム

##### ア 県支援受入れチームの設置

人的支援及び物的支援の受入れに関するニーズ把握・取りまとめや総合調整について、県災害対策本部長が必要と認めるときは、県災害対策本部内に県支援受入れチームを設置する。

##### イ 支援受入れチームの組織（図1）

- ・ 支援受入れチームのチーム長は副知事とし、その下に「人的支援受入れ班」、「物的支援受入れ班」を配置する。
- ・ 「人的支援受入れ班」は総務部次長を班長とし、人事課副課長、市町村支援課副課長及び防災企画課課長補佐をそれぞれ副班長とする。班員には、人事課、市町村支援課及び防災企画課の職員、人的支援の受入れが必要な業務を所管する関係課職員（「第4章4(2)表4」の担当課欄を参照）のほか、支援の内容に応じ、人的支援受入れ班の班長が県災害対策本部の各部から追加して配備する。
- ・ 「物的支援受入れ班」は福祉労働部次長を班長とし、防災企画課企画監及び福祉総務課課長級職員をそれぞれ副班長とする。班員には、物資の供給に関する協定を締結している関係課（防災企画課、生活安全課、薬務課、福祉総務課、商工政策課、団体指導課、水資源対策課、体育スポーツ健康課）職員のほか、支援の内容に応じ、物的支援受入れ班の班長が県災害対策本部の各部から追加して配備する。

また、広域物資輸送拠点の選定や物資受入れ調整に係る助言等の協力を得るため、物流に関するノウハウを有する民間物流事業者等（以下「物流専門家」という。）や国（九州運輸局）の派遣職員も参画する。

##### ウ 支援受入れチームの廃止

県災害対策本部長は、支援受入れチームの業務の必要性がなくなったと認めた場合に支援受入れチームを廃止する。



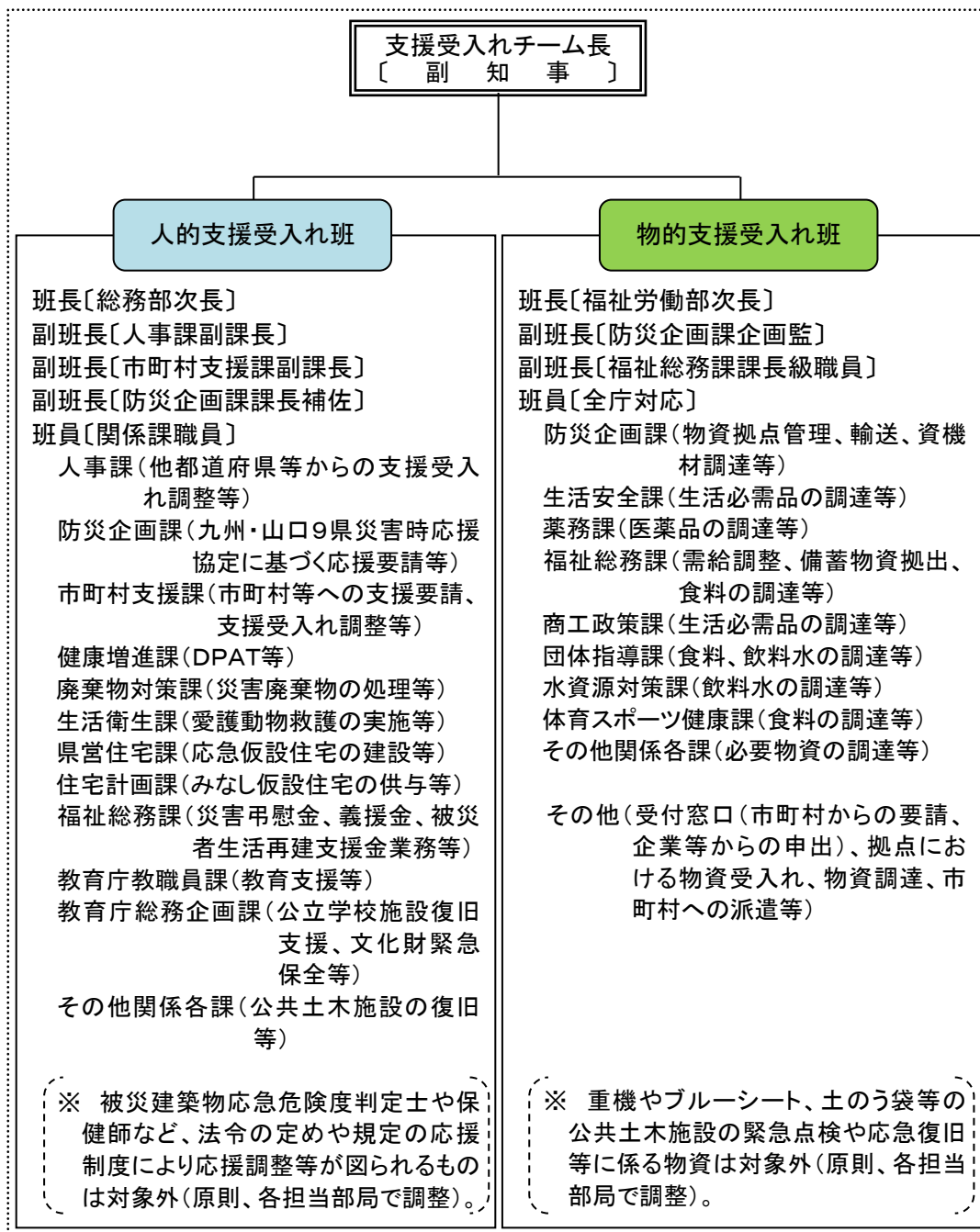


図 1 支援受入れチーム組織図

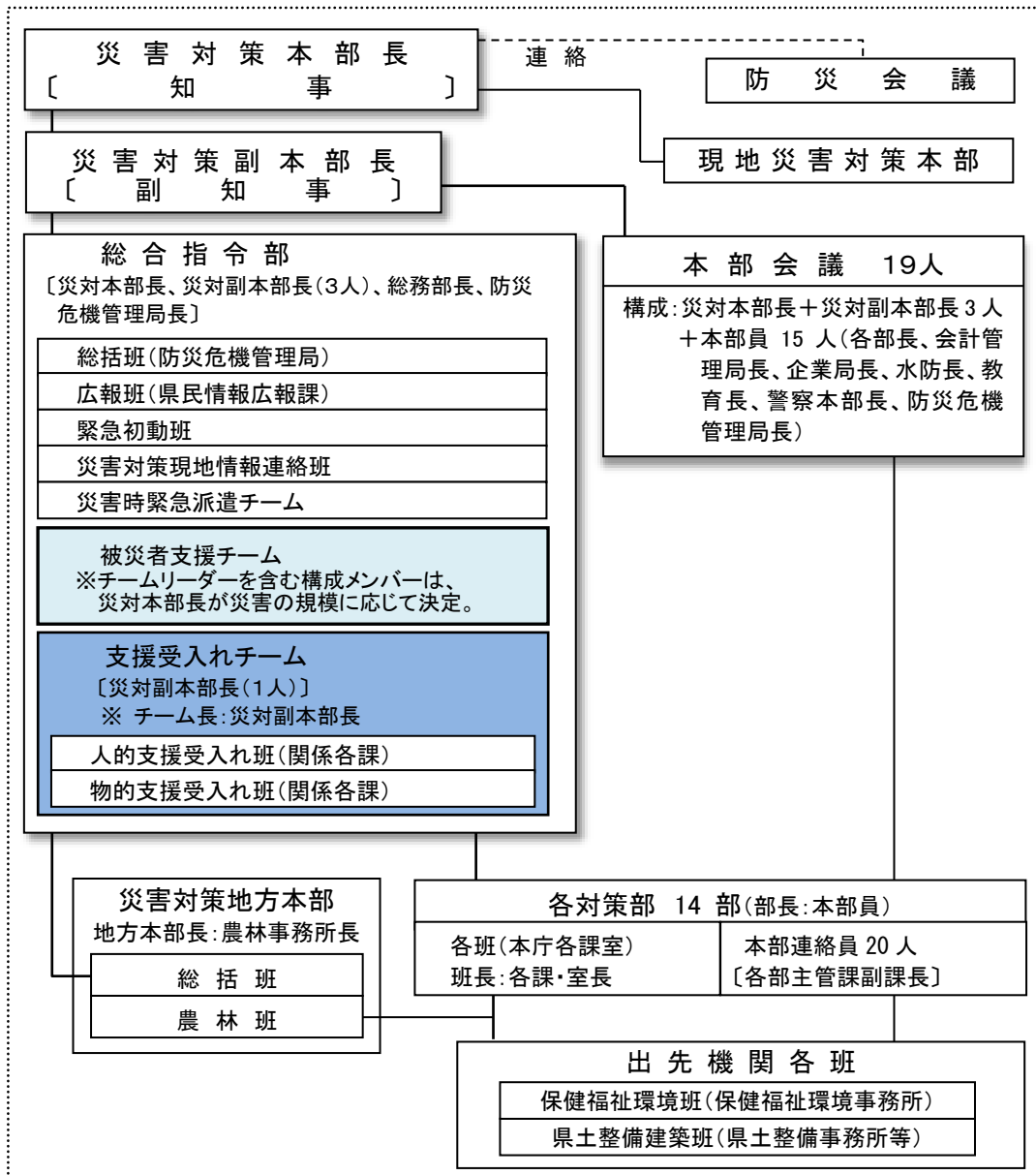


図2 県災害対策本部組織図

## 2 受援に関する主な役割分担

### (1) 県災害対策本部

県災害対策本部は、消防、警察、自衛隊などの防災関係機関と連携し、災害応急活動を行うとともに、市町村の要請や収集した災害情報等に基づいて広域応援の調整を行う。受援に関する役割分担は表1のとおりとする。

表1 県災害対策本部等における受援に関する役割分担

部名	班名	主な活動内容
総合指令部	総括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害情報等の収集及び消防庁、自衛隊等の防災関係機関への報告</li> <li>災害応急対策の基本方針の作成</li> <li>防災関係機関への支援要請、広域応援等の調整</li> <li>災害救助活動及び水防本部活動の実施推進調整</li> <li>救助活動拠点の選定、開設の指示又は要請</li> <li>進入ルート等の決定</li> </ul>
	災害情報センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民等に対する災害情報の提供等</li> </ul>
	災害ボランティア班	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害ボランティアに関する情報の収集及び伝達</li> <li>災害ボランティア活動を行う団体等との連絡調整</li> </ul>
	災害対策現地情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災市町村に派遣 (本部設置後の災害情報の収集及び災害応急対策の支援等) ※防災危機管理局で実務経験のある職員を指定</li> </ul>
	災害時緊急派遣チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災市町村に派遣 (本部設置後の災害応急対策の支援等) ※各部から緊急派遣要員を登録</li> </ul>
支援受入れチーム	人的支援受入れ班	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村からのニーズの把握、集約</li> <li>他の都道府県等への支援要請</li> <li>他の都道府県及び市町村等からの支援受入れに関する調整</li> </ul>
	物的支援受入れ班	<ul style="list-style-type: none"> <li>物流専門家の派遣要請</li> <li>広域物資輸送拠点の選定、開設の指示又は要請)</li> <li>需要の把握(市町村の物資ニーズ情報の集約)</li> <li>供給の確保(国・他都道府県・企業等からの受入れ・調達)</li> <li>需給調整(調達・出荷の全体計画の策定、運営管理)</li> <li>その他必要な資機材の確保</li> <li>県トラック協会等に対する支援要請</li> <li>その他災害用物資の輸送に関する調整</li> </ul>
保健医療調整本部	医療救護調整本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の医療救護班や被災地内外の医療機関における医療提供の状況等に関する情報の集約</li> <li>DMA T、医師会、日本赤十字社等の関係機関間の調整</li> </ul>
	健康管理支援調整本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地における健康管理支援に係る情報収集</li> <li>保健師等の派遣の受入れ等の調整</li> </ul>
その他	航空運用調整班	<ul style="list-style-type: none"> <li>各機関(警察、消防、九州地方整備局、海上保安庁、自衛隊、DMA T)の航空機の活動エリアや任務の調整</li> </ul>
	消防応援活動調整本部(※)	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災市町村の消防の応援等の総合調整</li> </ul>

(※) 消防応援活動調整本部は、県災害対策本部外の組織となるが、密接な連携を図る必要があることから、原則として、県災害対策本部内又は近接した場所に設置。

## 【資料編 2 県災害対策本部の主な活動場所】

2-1 県庁本庁舎・各農林事務所（地方本部）

2-2 県庁本庁舎・各農林事務所（地方本部）以外

### (2) 県現地災害対策本部

県現地災害対策本部は、本部の現地機関として、地域における情報の収集及び伝達並びに関係機関との連絡調整など、災害応急活動の調整を行う。

受援に関する主な活動は次のとおりとする。

- ・ 被害情報、応急対策の実施状況等の収集及び県災害対策本部等への報告
- ・ 管内市町村、県機関が行う災害応急活動の総合調整
- ・ 救助活動拠点等の運営支援
- ・ 市町村災害対策本部との連携による救援部隊の救助活動拠点の指定
- ・ 救援部隊との連絡調整
- ・ 管内市町村が実施する救助・医療救護の支援
- ・ 地域内の緊急輸送ルート調整・決定
- ・ 国との連絡・調整

### (3) 市町村災害対策本部

市町村災害対策本部は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携し、災害応急活動を行う。

受援に関する主な活動は次のとおりとする。

- ・ 県及び防災関係機関への被害情報等の報告
- ・ 被害状況等を踏まえた県への支援の要請
- ・ 市町村選定の拠点施設の開設
- ・ 救援部隊の救助活動拠点の選定及び救助活動拠点、災害現場等への誘導
- ・ 救援部隊や医療救護班の受入れ及び連絡調整体制の構築
- ・ 他の市町村等からの支援受入れに関する調整

## 3 県と市町村における連絡調整窓口の一元化

県は、原則として支援受入れチームが窓口となり一元的に市町村の人的・物的受援ニーズ等を把握する。

市町村においても、災害対策本部体制に受援に関する取りまとめ業務を専任する班や担当を設置して受援の窓口を一元化するよう努める。

県・市町村の窓口の連絡先を整理し、それぞれ共有しておく。

ただし、人的支援受入れ班において、法令の定めや既定の応援制度により応援調整等が図られるもの（※）については、既に確立されている業務担当窓口で調整を行うものとする。その他、窓口の一元化により、その窓口の業務が多忙・混迷し、応援調整等が遅延す

ると想定される場合等についても、各業務担当窓口で調整を行うものとする。

また、物的支援受入れ班において、公共土木施設の緊急点検や応急復旧等に係る重機や大量のブルーシート・土嚢袋等の物資など、避難所以外の目的で使用する物資については、原則として各業務担当窓口で調整を行うものとする。

上記のように、各業務担当窓口が調整を行う場合においても、支援に係る情報については、支援受入れチームと共有を図るものとする。

**※ 法令の定めや規定の応援制度により応援調整等が図られるもの**

- ・ 被災建築物応急危険度判定士〔建築指導課〕、被災宅地危険度判定士〔都市計画課〕、保健師・管理栄養士等（健康対策）〔健康増進課〕、応急給水〔防災企画課、水資源対策課〕、水道の応急復旧〔水資源対策課〕、下水道の応急復旧〔下水道課〕

#### 4 受援関連業務スペース等の確保

##### (1) 防災関係機関等の活動場所

大規模災害時には、情報共有、調整を一元的に行うことができるよう、関係部局や防災関係機関、国、九州地方知事会、九州市長会、指定都市市長会等の関係者の活動場所として、県庁3階講堂を利用する。

##### (2) 政府現地対策本部の設置場所

政府が現地対策本部を設置する場合は、県等と連携し迅速な応急対策が実施できるよう、県庁3階講堂に、必要なスペース及び設備を確保する。

##### (3) リエゾンの活動場所

県災害対策本部室又は県庁3階講堂等に、九州地方知事会、九州市長会等から派遣されたリエゾンの執務スペース及び設備を確保する。

##### (4) 感染症拡大防止を踏まえた留意事項

防災関係機関等からの職員の派遣に係る執務スペースの確保にあたっては、感染症拡大防止のため、以下の点に留意し、人と人との接触の低減を図るよう努める。

- ・ 災害対策本部設置場所の工夫
- ・ 災害対策本部設置場所の座席配置の工夫
- ・ 災害対策本部設置場所の換気の徹底
- ・ 手洗い、咳エチケット、マスク着用の徹底
- ・ 共同で使用する物品・機器等の消毒の徹底
- ・ 電話やTV会議システム等の活用

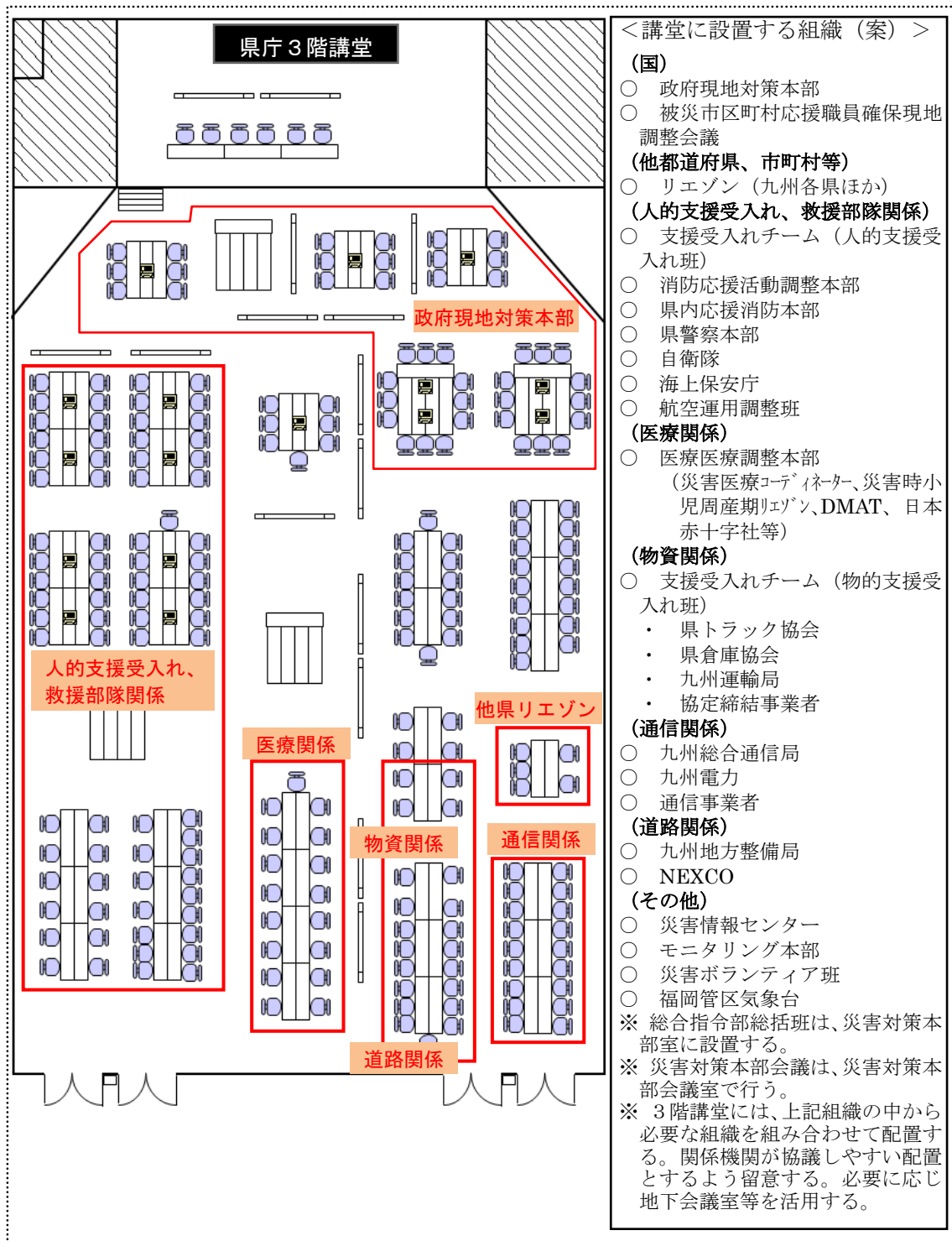


図3 大規模災害時の県庁3階講堂レイアウトイメージ

## 第3章 支援要請・連絡の手順

### 1 支援要請の基本的な流れ

#### (1) 人的支援

##### ア 救援部隊

- ① 県災害対策本部の各班は、災害応急対策等に関し、救援部隊の支援が必要な場合は、総合司令部総括班（以下「総括班」という。）に要請する。
- ② 市町村は、自らの災害応急対策等に救援部隊の支援が必要な場合は、県の総括班に支援を要請する。
- ③ 総括班は災害対策本部長に要請内容を諮り、救援部隊の派遣を要請する。

##### イ 医療救護

保健医療介護部医療救護調整本部（以下「医療救護調整本部」という。）は、県内の関係機関のみで十分な医療救護活動を行うことが困難な場合は、政府現地対策本部、厚生労働省及び他の都道府県等にDMAT及び医療救護班の派遣を要請する。

##### ウ 自治体職員等

- ① 県災害対策本部の各班は、自らの災害応急対策等に人的支援が必要な場合は、支援受入れチーム人的支援受入れ班（以下「人的支援受入れ班」という。）に要請する。
- ② 人的支援受入れ班は、庁内からの支援について検討し、それにより難しい場合は、九州・山口9県被災地支援対策本部長（本部長：九州地方知事会長）県等に対して職員の派遣を要請する。
- ③ 市町村は、自らの災害応急対策等に人的支援が必要な場合は、人的ニーズ調査票等により、県の人的支援受入れ班に支援を要請する。
- ④ 人的支援受入れ班は、市町村からの要請に関し、庁内及び県内市町村からの支援について検討し、それにより難しい場合は、総務省及び九州・山口9県被災地支援対策本部長（本部長：九州地方知事会長）県に対して職員の派遣を要請する。

#### 【様式1 人的ニーズ調査票】

まずは、庁内及び県内市町村からの支援について検討することとなるが、支援受入れチームが設置されていない場合には、庁内（県職員）の派遣調整を総務部人事班、県内市町村職員の派遣調整を企画・地域振興部市町村支援班が行う。

#### (2) 物的支援

大規模災害発生時における物資の調達は、住民自身の自助・共助が基本であるが、自助・共助による物資の調達に限界がある場合は、次の手順により実施する。

ア 市町村は、自らが備蓄している物資を住民に提供する。

イ 市町村は、各市町村が協定を締結している民間業者等に対して、物資の供給を要請する。

ウ 市町村は、上記ア、イによっても物資が不足する場合又は不足が見込まれる場合は、

物資ニーズ調査票等により、県の支援受入れチーム物的支援受入れ班（以下「物的支援受入れ班」という。）に対して、調達を要請する。

エ 物的支援受入れ班は、県が備蓄している物資を、市町村を通じ、住民に提供する。

オ 物的支援受入れ班は、県が協定を締結している県内の民間業者等から物資を調達する。

カ 物的支援受入れ班は、上記エ、オによっても物資が不足する場合又は不足が見込まれる場合は、国に対して調達を要請する。

また、九州・山口9県被災地支援対策本部長（本部長：九州地方知事会長）県等に対して、支援を要請する。

## 【様式2 物資ニーズ調査票】

《福岡県備蓄基本計画》

《九州・山口9県災害時応援協定》

（まずは、県備蓄物資の供給について調整することとなるが、支援受入れチームが設置されていない場合には、その調整を福祉労働部福祉総務班が行う。）

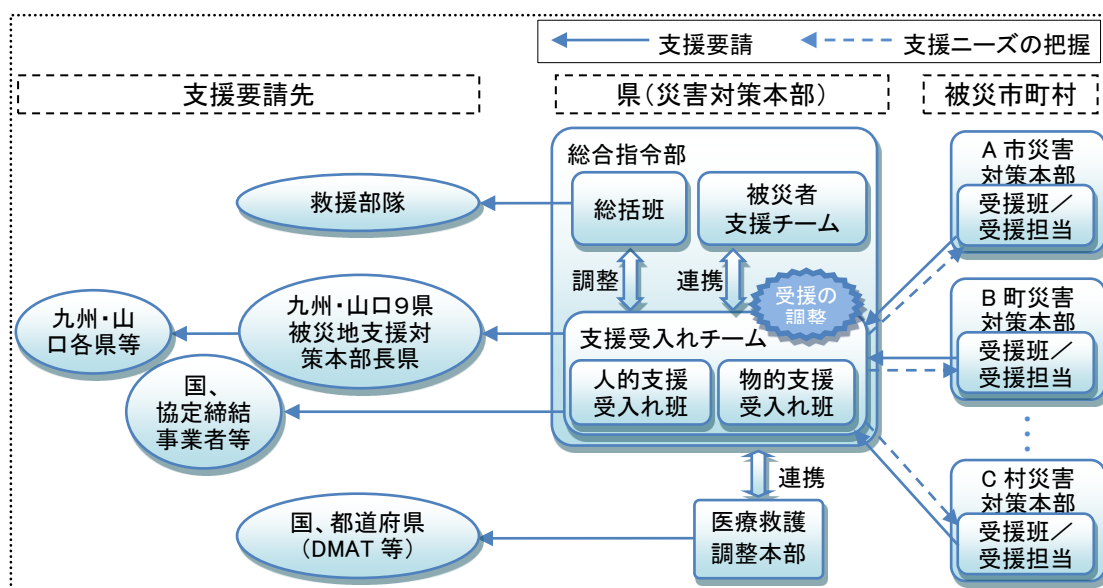


図4 支援要請イメージ

## 2 支援要請の具体的な手順

### (1) 人的支援（救援部隊）の要請

#### ア 消防（緊急消防援助隊）〔消防組織法第44条〕

- ① 知事（総括班）は、市町村から支援要請を受けた場合は、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の支援要請を行う。
- ② 被災地の市町村長から要請がない場合であっても、代表消防機関（福岡市消防局）又は代表消防機関代行（北九州市消防局）等と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、消防庁長官に対して支援要請を行う。



- ③ 災害の規模等に照らして緊急を要し、知事の要請を待つ時間がない場合には、消防庁長官が緊急消防援助隊の派遣を決定する。

《 福岡県緊急消防援助隊受援計画 》

イ 警察（警察災害派遣隊）〔警察法第60条〕

福岡県公安委員会は、警察災害派遣隊の派遣の要求を、警察庁又は他の都道府県警察に対して行う。

警察災害派遣隊は、被災者の救出活動や緊急交通路の確保等の業務に従事する広域緊急援助隊等の即応部隊と、捜索・警戒警ら、交通整理・規制、パトロール等の業務に従事する一般部隊とに分かれるが、本計画では主に即応部隊の受入れを想定している。

ウ 自衛隊〔自衛隊法第83条〕

知事（総括班）は、災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、自衛隊（陸上自衛隊第4師団長、航空自衛隊西部航空方面隊司令官又は海上自衛隊佐世保地方総監）に災害派遣を要請する。また、災害が発生し、あるいはまさに発生しようとしている場合で、市町村から要請を受けた場合も同様とする。

特に緊急性が高く知事の要請を待つ時間がない場合には、要請を待たずに自衛隊から自主的に派遣される。

〔自衛隊災害派遣の判断基準〕

- ① 公共性・・・災害に際し、人の生命、身体及び財産が社会的に保護されることを必要としているか。
- ② 緊急性・・・災害の状況、派遣要請の内容等から、災害救援のために直ちに自衛隊の部隊を派遣する必要があるか。
- ③ 非代替性・・・災害救助が効果的に行われるために、他の機関（消防・警察等）のみの活動だけでは不足しており、部隊等を派遣することが必須であるか。

(2) 人的支援（医療救護）の要請

ア DMAT（災害派遣医療チーム）

① 知事（医療救護調整本部）による派遣要請

知事（医療救護調整本部）は、DMATの派遣要請基準に照らし、DMATの派遣が必要と判断するときは、福岡県DMAT指定病院の長にDMATの派遣を要請する。

〔DMAT派遣要請基準〕（福岡県災害派遣医療チーム運営要綱）

- ① 地震などの自然災害や大規模交通事故等により、局地的に10名以上の傷病者が発生した場合又は発生が見込まれる場合
- ② 福岡県DMATが出動し対応することが効果的であると認められる場合として、別に定める基準に該当する場合

② 県内各消防本部（局）消防長による派遣要請

県内各消防本部（局）消防長は、DMATの派遣要請基準に該当すると判断したときは、代表消防機関（福岡市消防局）の長又は地域代表消防本部の長を通じ、福

岡山DMAT指定病院の長にDMATの派遣を要請する。この場合において、派遣要請した消防長は速やかに知事（医療救護調整本部）に報告し、その承認を得るものとする。

### ③ 福岡県DMAT指定病院の長の判断による派遣

福岡県DMAT指定病院の長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合、自らの判断により、所属するDMATを派遣することができる。この場合において、福岡県DMAT指定病院の長は速やかに知事（医療救護調整本部）に報告し、その承認を得るものとする。

### ④ 他の都道府県への派遣要請

知事（医療救護調整本部）は、災害が広域に及ぶなど県内のDMATのみでは対応できないと判断する場合は、直接又は厚生労働省DMAT事務局を通じて、他の都道府県知事にDMATの派遣を要請する。

《福岡県災害派遣医療チーム運営要綱》

#### イ DMAT以外の医療救護班の出動

知事（医療救護調整本部）は、市町村等から医療救護班の派遣要請があった場合や被災地の状況を踏まえ医療救護班の派遣が必要と認めた場合は、県内の関係団体に対して協定に基づく医療救護班の派遣を要請する。

県内の関係団体から派遣される医療救護班だけでは、被災地の医療ニーズに十分に対応できないと見込まれる場合は、政府現地対策本部等を通じ、関係団体の全国組織又は他都道府県の団体への要請を行う。

《福岡県災害時医療救護マニュアル》

#### 【資料編3 防災関係機関連絡先等】

- 3-1 消防関係連絡先
- 3-2 警察関係連絡先
- 3-3 自衛隊関係連絡先
- 3-4 災害拠点病院一覧

### (3) 人的支援（自治体職員等）の要請

#### ア 他の都道府県（主に県への支援職員）

被害の規模が甚大で、本県単独では十分な応急対応が実施できない場合は、災害の状況、応援を要請する地域及び必要とする内容を明らかにして、他の都道府県に対して派遣を要請する（図5）。

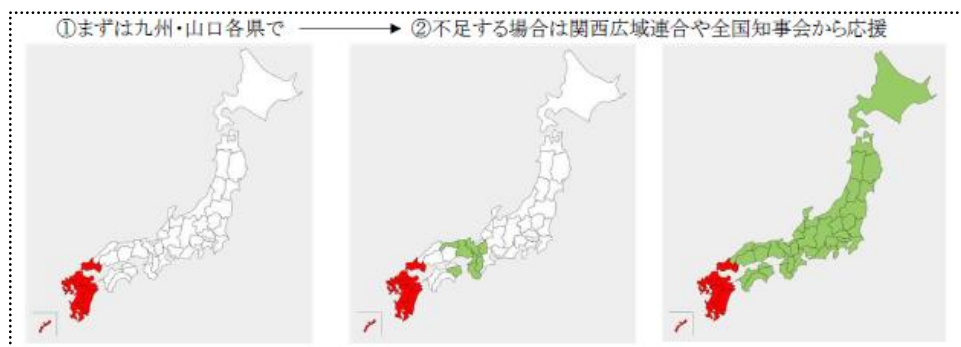


図5 協定に基づく広域応援

① 九州・山口9県災害時応援協定に基づく要請

知事（人的支援受入れ班）は、災害の状況、支援を要請する地域及び必要とする内容を明らかにして、九州・山口9県被災地支援対策本部長（本部長：九州地方知事会長）県に支援を要請する。

《九州・山口9県災害時応援協定》

② 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定に基づく要請

知事（人的支援受入れ班）は、九州地方知事会の構成県だけでは十分な災害対策等の支援ができないときに、関西広域連合に対し支援を要請するよう九州地方知事会に要請する。

《関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定》

③ 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定に基づく要請

知事（人的支援受入れ班）は、九州・山口9県災害時応援協定による応援だけでは被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、災害の状況、必要とする応援の内容等を明らかにして、直接又は九州・山口9県被災地支援対策本部長（本部長：九州地方知事会長）県を通じて、全国知事会に対し支援を要請する。

《全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定》

イ 他の都道府県（被災市町村への支援職員）

「応急対策職員派遣制度」に基づき、本県内による支援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である又は困難であると見込まれる場合には、総務省及び九州・山口9県被災地支援対策本部長（本部長：九州地方知事会長）県に対し、その旨を連絡する。

① 第1段階支援（九州各県を中心とした地方公共団体による支援職員の派遣）

知事（人的支援受入れ班）は、九州・山口9県被災地支援対策本部長（本部長：九州地方知事会長）県を通じ、九州市長会等に対し、被災市町村への支援職員の派遣について協力を依頼する。

《大規模災害時の広域応援・受援に関する覚書（九州地方知事会、九州市長会）》

## ② 第2段階支援（全国の地方公共団体による支援職員の派遣）

知事（人的支援受入れ班）は、第1段階支援だけでは対応困難な場合には、九州・山口9県被災地支援対策本部長（本部長：九州地方知事会長）県と協議の上、総務省及び関係団体で構成する被災市区町村応援職員確保調整本部に対し、第2段階支援の必要性について連絡する。

### 《応急対策職員派遣制度に関する要綱》

なお、知事（人的支援受入れ班）は、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対し、他の都道府県が県又は被災市町村を応援することを求めるよう要求する。

## ウ 国

知事（人的支援受入れ班）は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

### 【資料編4 他都道府県、国等連絡先】

4-1 九州・山口9県災害時応援協定関係連絡先

4-2 九州・関西及び全国知事会との災害時応援協定関係連絡先

4-3 国（指定地方行政機関）関係連絡先

## (4) 物的支援の要請

### ア 協定締結事業者

知事（物的支援受入れ班）は、市町村からの要請があった場合は、県備蓄物資を提供するほか、県内の協定締結事業者に対し、必要とする品目、数量及び搬送先を示し物資の供給を要請する。

### イ 国

知事（物的支援受入れ班）は、県のみでは必要な物資を確保できない場合は、国（各省庁、現地災害対策本部が設置されている場合は同本部）に対し、物資の調達を要請する。

なお、災害の規模に応じ、国は県からの要請を待たないで、物資等の供給及び輸送を実施できる仕組み（プッシュ型支援）の実施を判断する。

### ウ 他の都道府県

上記を補完するものとして、知事（物的支援受入れ班）は、「九州・山口9県災害時応援協定」に基づき、九州・山口9県被災地支援対策本部長（本部長：九州地方知事会長）県に物資の支援を要請する。

また、同協定では十分に実施できない場合は、「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」又は「全国都道府県における災害時の広域応援に

関する協定」に基づき、九州・山口 9 県被災地支援対策本部長（本部長：九州地方知事会長）県を通じて物資の支援を要請する。

**【資料編 5 物資関係協定締結先一覧】**

**5 - 1 物資関係協定締結先一覧**

## 第4章 人的支援受入れ

### 1 リエゾン（災害対策現地情報連絡員）の受入れ

#### (1) リエゾン発動基準

本県で大規模災害が発生した場合は、救援部隊のほか、国の関係機関、九州・山口各県、関西広域連合や九州市長会等からもリエゾンが派遣される。

人的支援受入れ班は、これら応援機関からリエゾンの派遣を受けたときは、当該リエゾンの業務を円滑に遂行してもらうため、次の対応を行う。

- ア 被害状況や支援ニーズ等の各種情報の提供
- イ 県災害対策本部会議等の各種会議における参画機会の確保
- ウ 災害対策本部室等における業務スペースや駐車場等の確保
- エ 宿泊場所の斡旋、仮眠場所の確保・提供

表2 九州地方知事会等のリエゾン発動基準

九州地方知事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度6強以上の地震が観測された場合であって、かつ甚大な被害が推測される時 ⇒ 被災していない九州・山口の全ての県から派遣</li> <li>・震度6弱の地震が観測された場合や津波警報等が発表された場合であって、かつ被災県の複数の市町村で甚大な被害の発生が推測される時</li> <li>・台風や大雨特別警報の発表をともなう風水害等であって、かつ被災県の複数の市町村で甚大な被害の発生が推測される時 ⇒ 九州・山口9県被災地支援対策本部事務局の設置県（九州地方知事会長県）及び所定の輪番県から派遣</li> </ul>
関西広域連合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度6強以上の揺れが観測された場合において、甚大な被害が推測される時</li> <li>・通信途絶等により情報収集が困難な場合において、甚大な被害が推測される時</li> </ul>
全国知事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度6弱以上の地震が観測された場合又は激甚な災害が発生した場合であって、通信の途絶等により被災県との連絡が取れず、かつ広域応援の要請が想定される場合</li> </ul>
指定都市市長会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する災害が発生した場合で、指定都市市長会会長が広域・大規模な災害であり指定都市市長会としての支援が必要と認めるとき</li> </ul>
九州市長会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度6弱以上の地震が発生したとき</li> <li>・震度6弱以上の地震に相当する災害が発生した場合で、九州市長会会長が九州市長会としての支援が必要と認めるとき</li> </ul>

## 2 救援部隊受入れ

### (1) 支援受入れ行動タイムライン

県災害対策本部は、以下のタイムラインに基づいて、救援部隊の受入れを行う。

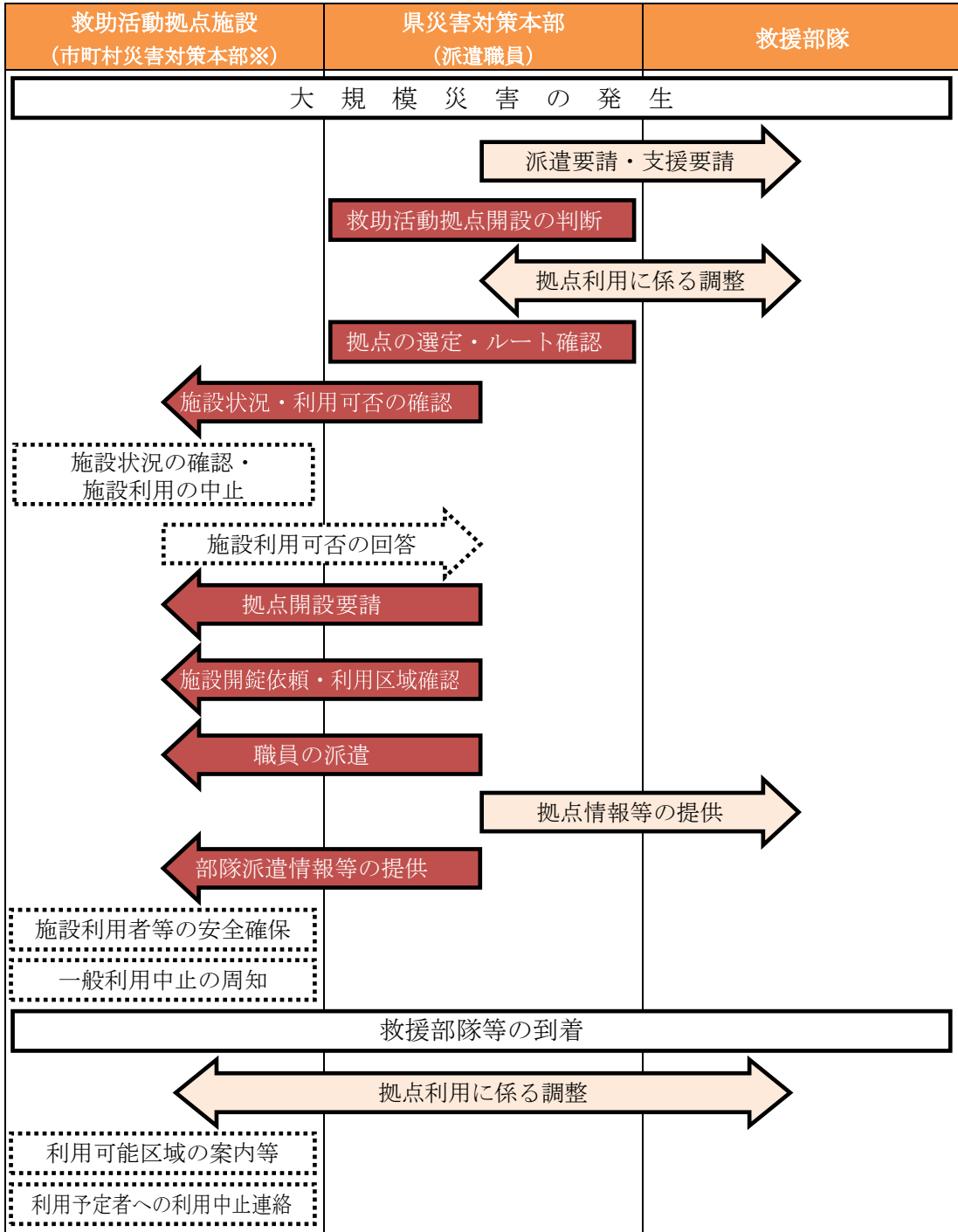
	県災害対策本部	救援部隊		
		自衛隊	消防 (緊急消防援助隊)	警察 (警察災害派遣隊)
1 日目	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">災害派遣要請 ※1</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">被害情報の収集</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">拠点の選定・ルート確認</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">拠点の開設</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">救援部隊受入れ</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">施設利用に係る調整</div>			
12h		救援部隊活動	救援部隊活動	救援部隊活動
24h				
2 日目		※2	※2	※2
3 日目	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">救援部隊交代再受入れ拠点施設再選定 (消防・警察)</div>		救援部隊交代	救援部隊交代
6 日目	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">救援部隊交代再受入れ拠点施設再選定 (消防・警察)</div>		救援部隊交代	救援部隊交代
7 日目	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">救援部隊交代再受入れ (自衛隊)</div>	救援部隊交代		
30 日目				

※1 警察の災害派遣隊の派遣要請は県公安委員会から実施される。

※2 自衛隊は1週間、消防・警察は3日で部隊の交代が行われることを想定。

図6 救援部隊受入れタイムライン

(2) 救助活動拠点開設フロー



※ 市町村有の救助活動拠点施設の開設は、当該市町村の災害対策本部を通じて連絡を行う。

図7 救助活動拠点開設フロー



### (3) 救助活動拠点の選定

総括班は、救助活動拠点の開設を決定した場合に被災状況に応じて救助活動拠点を選定し、最寄インターチェンジから拠点までのルートを確認する（図8）。

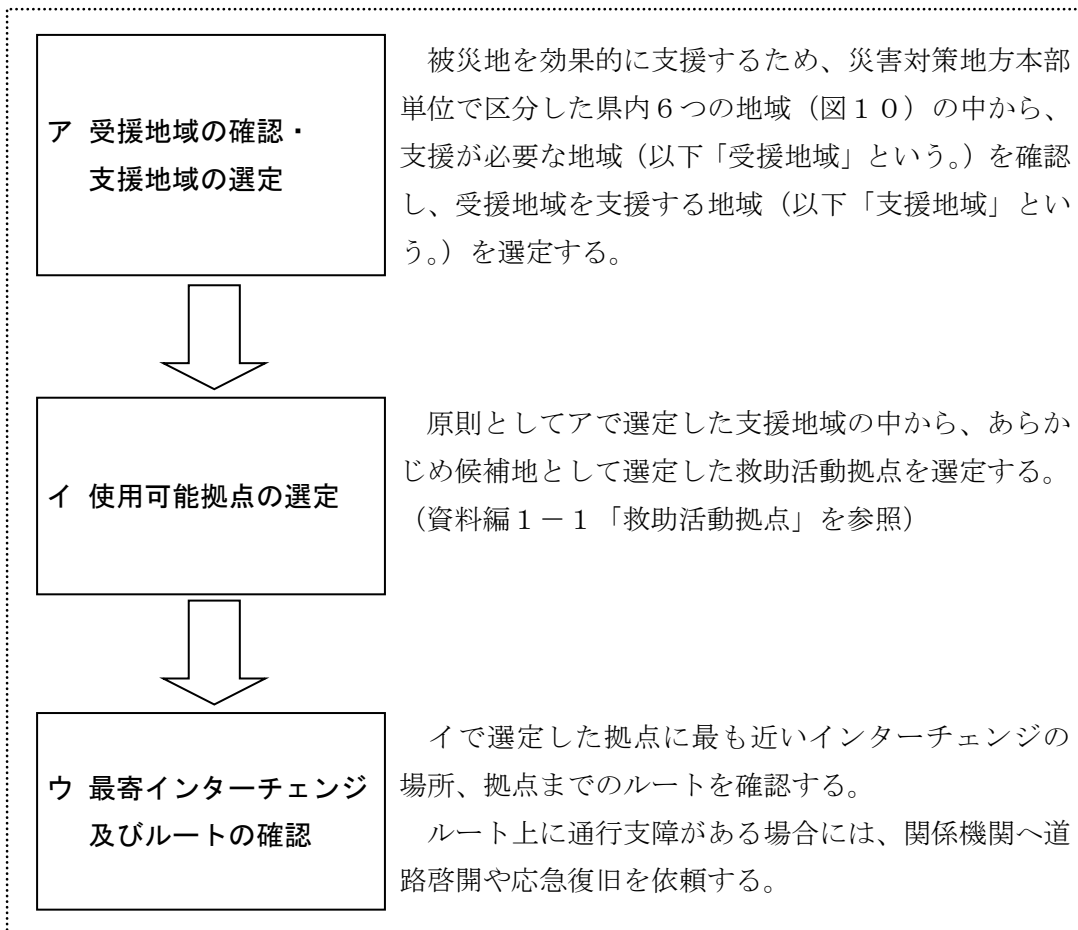


図8 拠点選定フロー

#### [拠点選定の想定（シミュレーション）]

本計画においては、平成24年3月に県が実施した地震に関する防災アセスメント調査に基づき、県内4地域の主要都市に重大な被害を及ぼすと想定される4つの活断層が活動した場合における地震のパターンを想定する。

まず、気象庁が発表する震度分布図から、図9の4つの想定地震のパターンのうち、震度分布が近い地震を選定する。

なお、本計画では、大規模な被害が想定される地震災害を想定した拠点の選定手順を整理するが、風水害等その他の大規模災害の場合もこれに準じるものとする。

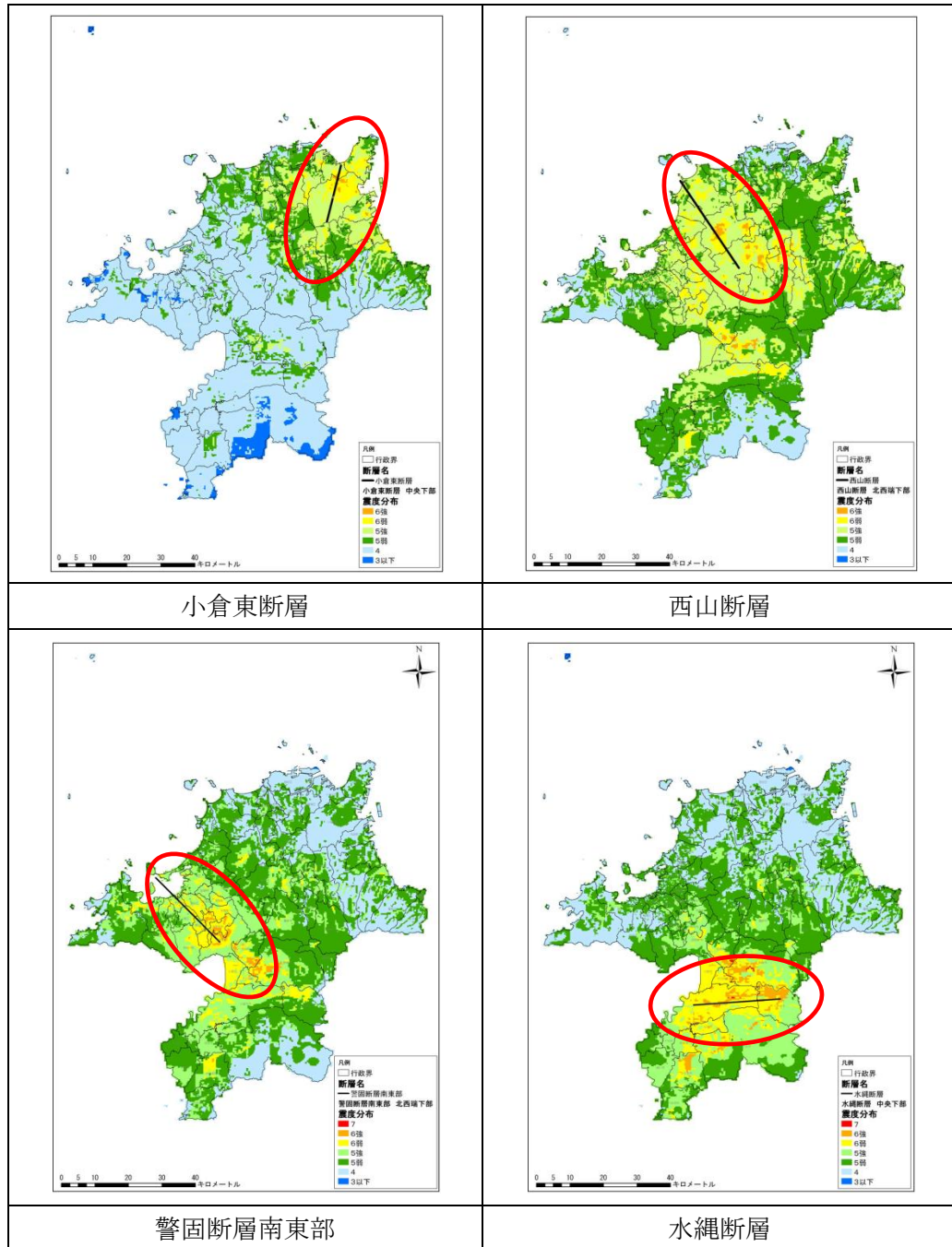


図9 想定地震

ア 受援地域の確認及び支援地域の選定

被災地を効果的に支援するため、災害対策地方本部単位で区分した県内6つの地域区分(図10)から、受援地域を確認し、支援地域を選定する。

支援地域については、受援地域からの距離や被害の大きさなどを勘案して、表3を参考に、優先順位を決めて選定するものとする。

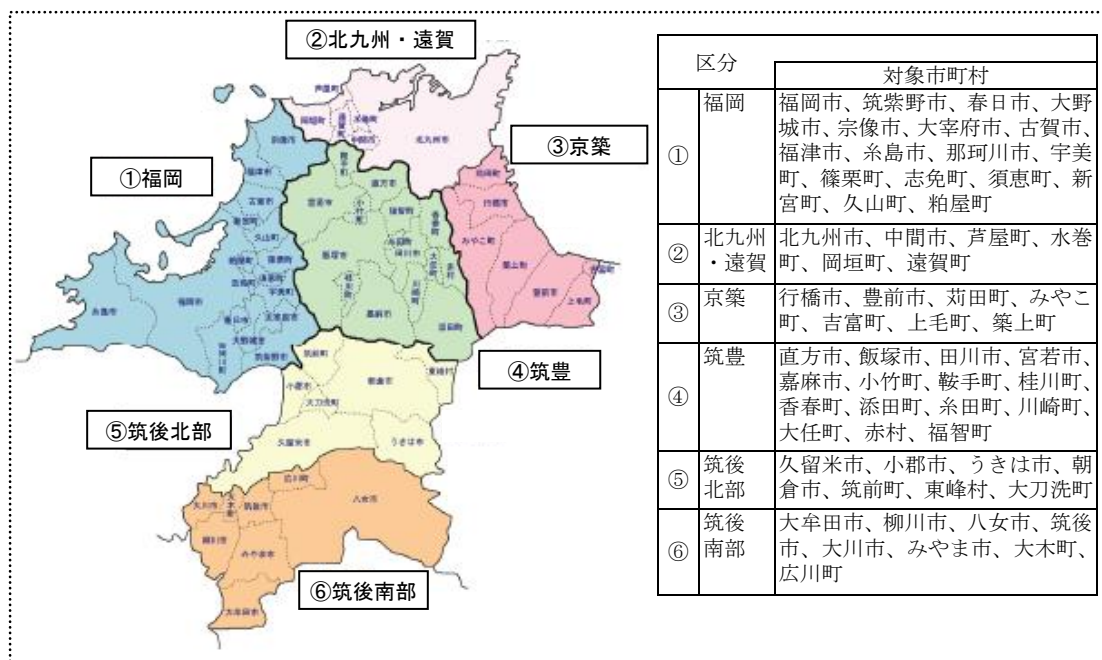


図10 地域区分

表3 支援地域選定の考え方（参考）

被災パターン	受援地域	支援地域（優先順位：高→低）
小倉東断層	北九州・遠賀、京築	福岡、筑豊、筑後北部、筑後南部
西山断層	福岡、筑豊、筑後北部	北九州・遠賀、京築、筑後南部
警固断層南東部	福岡、筑後北部、筑後南部	筑豊、北九州・遠賀、京築
水縄断層	筑後北部、筑後南部	福岡、筑豊、北九州・遠賀、京築

※ 実際には、被害の状況を踏まえた優先順位に基づき選定。

### イ 使用可能拠点の選定

原則としてアで選定した支援地域内に所在する救助活動拠点候補地（資料編1-1「救助活動拠点」）の中から、県災害対策本部へ派遣された各機関の連絡員等と調整の上、救助活動拠点を選定する。ただし、被災状況等を踏まえ、救助活動等を行うに当たって、受援地域内に所在する救助活動拠点候補地の方がより適していると認められる場合には、当該候補地の中から救助活動拠点を選定する。

なお、支援地域内の救助活動拠点だけでは必要面積が不足する場合には、支援地域の優先順位に応じて、第2、第3候補を選定する。

### ウ 最寄インターチェンジ及びルートの確認

イで選定した救助活動拠点に最も近いインターチェンジの場所とインターチェンジから拠点までのルートを確認するとともに、通行支障の有無などの情報を収集する。その際、インターチェンジが被災等で使用できない等の場合、代替ルートを検討する。

また、ルート上に通行支障がある場合には、必要に応じて関係機関へ道路啓開や応急復旧を依頼する。

#### (4) 救助活動拠点の開設

##### ア 拠点開設の調整、要請手続等

総括班は、開設の候補となる拠点施設の緊急時対応者と連絡体制を確保し、当該施設の被害状況、避難場所としての使用状況及び施設使用の可否等を確認する。

施設使用が可能な場合は、施設管理者に対して口頭又は電話でその旨を伝達の上、メール、FAX、文書等により要請し、拠点を開設する。

なお、市町村有施設を拠点として開設する場合の連絡及び要請は、原則各市町村災害対策本部を通じて行うこととする。

【様式3 拠点施設状況報告書】

【様式4 拠点施設開設要請書】

##### イ 施設管理者の協力

施設管理者は、総括班からの要請を受け、施設の開錠、施設利用者への告知等を行い、拠点の利用機関である救援部隊が到着した後は、救援部隊に対して使用区域、利用可能施設等を示し、拠点の円滑な運営に協力する。

なお、施設利用者がある場合には、施設内への掲示や呼び掛け等により、施設の利用中止を周知するとともに、近隣の避難所又は当該施設内の一定の場所等に誘導するなどして施設利用者の安全を確保する。また、拠点の開設及び施設利用者の施設利用を中止する旨を施設入口等に掲示し、関係者以外の施設への立入りを制限する。

##### ウ 防災関係機関等への連絡等

総括班は、拠点を開設した場合には、本県へ救援部隊を派遣する防災関係機関の長に対し、施設名称、施設の所在等を明らかにして、拠点の利用可能状況、拠点までの経路等を連絡する。

また、総括班は、救援部隊の規模等の情報を拠点施設の施設管理者に連絡する。

#### (5) 職員の派遣

総括班は、救助活動拠点を開設した場合には、県災害対策地方本部職員又は県現地災害対策本部職員等（以下「派遣職員」という。）を連絡調整等のために派遣する。

派遣職員は、総括班から必要事項の伝達を受けた後、指定された救助活動拠点において、施設管理者及び救援部隊と施設利用に係る調整に当たるとともに、施設管理者と協力して救援部隊等へ使用区域、利用可能施設等の案内を行う。

また、案内後は、派遣職員が窓口となり、総括班、救援部隊及び施設管理者との情報

共有を図る。

#### (6) 救助活動拠点の再選定等

総括班は、救助活動拠点開設後に部隊の活動状況等により救助活動拠点の変更が必要となった場合には、施設の再選定を行い、拠点開設の手続を行う。

#### (7) 拠点の閉鎖及び施設の状況確認

総括班は、救助活動拠点の利用が不要になったと認める場合には、施設管理者に対して、速やかにその旨を連絡して救助活動拠点の閉鎖を要請する。施設管理者は、救助活動拠点の閉鎖を決定した場合には、総括班に対して、閉鎖を報告する。

施設を利用した救援部隊は、撤収する際に可能な限り原状を回復することとし、派遣職員、施設管理者、救援部隊の三者で、施設の状況等を確認する。

【様式 5 拠点施設閉鎖要請書】

【様式 6 拠点施設閉鎖（予定）報告書】

#### (8) 留意事項

##### ア 連絡体制の確保

災害時の連絡体制を確保するため、県と各施設管理者は、情報通信手段及び連絡先等について、あらかじめ「連絡先一覧」を作成しておくものとする。

【様式 7 拠点施設開設に係る連絡先一覧（県有施設）】

【様式 8 拠点施設開設に係る連絡先一覧（市町村有施設）】

##### イ 利用可能な設備・備品の利用等

拠点施設の設備・備品等の貸出・提供等について救援部隊からの要求があった場合には、派遣職員が施設管理者と調整の上、可能な範囲で協力を得ることとする。

##### ウ 協定の締結等

市町村や民間事業者が所有する施設を拠点として利用するに当たっては、あらかじめ協定を締結するなど、具体的な運用方法や経費の取扱い等について定めることとする。

##### エ 拠点設置に要した経費の負担等

###### ① 県による経費の負担等

拠点施設の利用に係る経費については、災害対策基本法、災害救助法等の関係法令や協定等に基づいて、国、県、市町村及び防災関係機関が協議の上、適切に負担配分を行う。

###### ② 拠点施設の利用により損害が発生した場合の取扱い

拠点施設の利用により、当該施設に損害が発生したことが確認された場合には、原則として県の経費負担により原状回復を行うこととする。

原状回復の方法等は、県と施設管理者が協議の上、決定する。

なお、拠点施設の損害が救援部隊の故意又は重大な過失によるものと認められる場合には、県は、当該施設の原状回復に係る費用について、当該損害を与えた救

援部隊に対し、負担を求めることができるものとする。

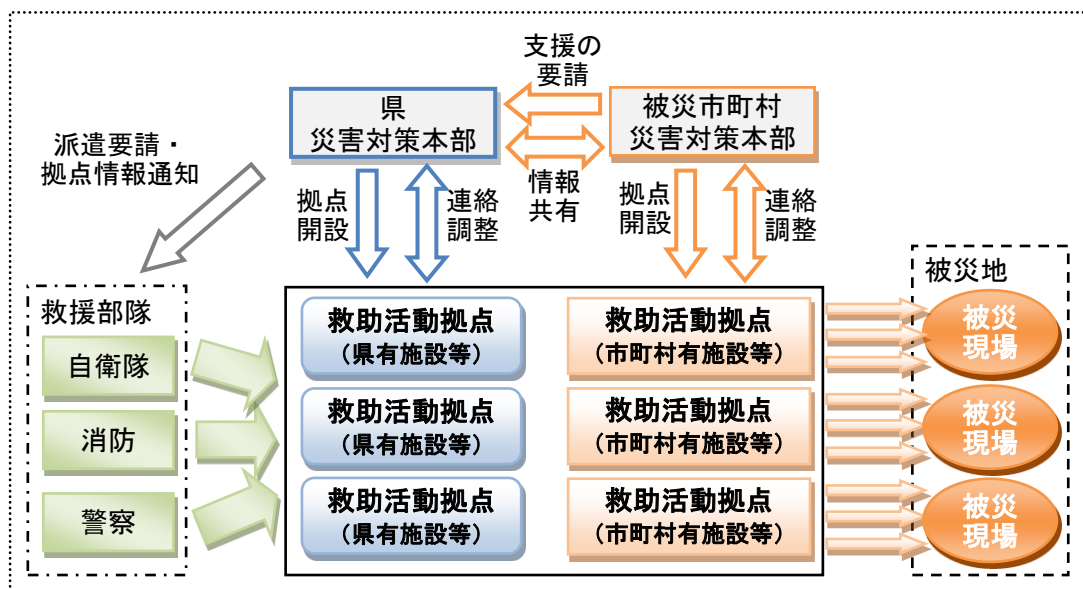


図 1 1 救援部隊派遣の要請の流れ

### 3 医療救護活動受入れ

#### (1) 支援受入れ行動タイムライン

県災害対策本部は、以下のタイムラインに基づき医療救護活動の受入れを行う。

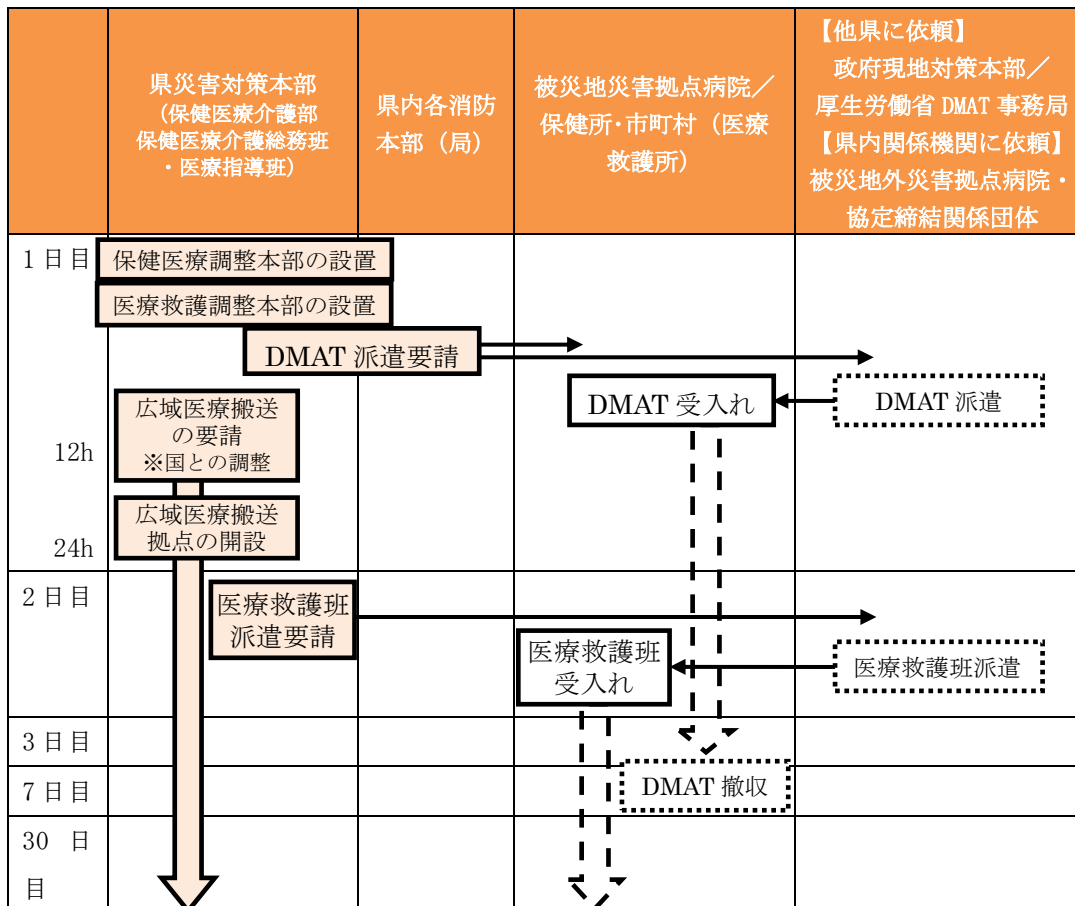


図 1 2 医療救護活動受入れタイムライン

#### (2) 情報共有

総括班は、医療救護調整本部を通じてDMAT等の医療従事者に対し、災害拠点病院等の医療機関、開設中の拠点までの緊急交通路の指定状況等の移動経路に関する情報を提供する。

#### (3) 救援部隊との調整及び連携

総括班と医療救護調整本部は、ドクターヘリ要請の情報を収集・集約し共有するとともに、医療搬送のために自衛隊や警察等のヘリコプターの支援が必要な場合には他機関との調整を図る。

また、医療搬送に当たり救急車両や自衛隊車両による支援が必要となる場合にも同様に他機関との調整を図る。

(4) 職員の派遣

医療救護調整本部は、広域医療搬送拠点（福岡空港、北九州空港）における連絡調整のため、関係職員を派遣する。

派遣された職員は、医療救護調整本部から必要事項の伝達を受けた後、航空搬送拠点（福岡空港、北九州空港）において施設利用に係る調整に当たるものとする。

(5) 支援受入れ活動フロー

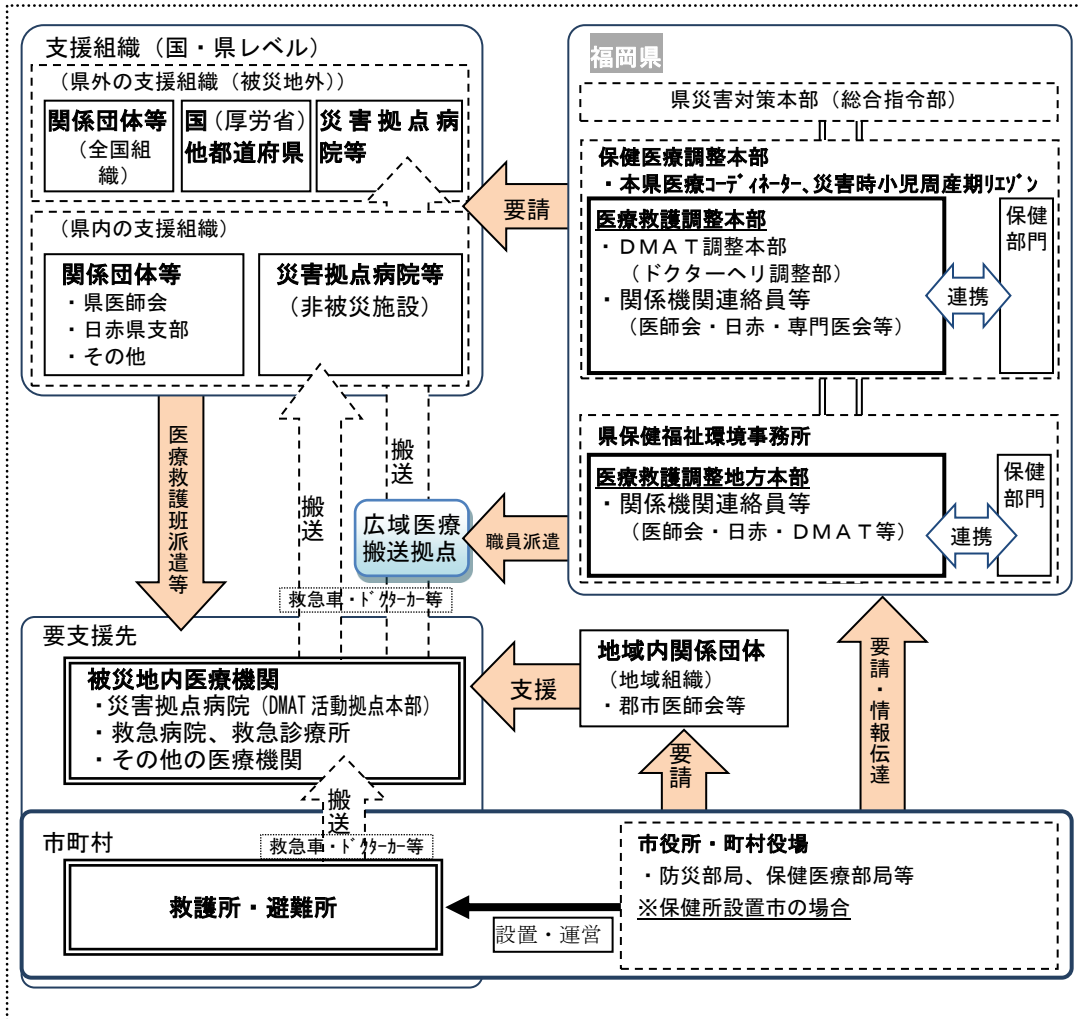


図 1 3 医療救護活動受入れフロー



## 4 自治体職員等受入れ

### (1) 基本的事項

#### ア 受入れ体制

##### ① 宿泊施設等

人的支援受入れ班は、派遣元と調整し、派遣される職員等の宿泊先等の調整を行う。ただし、短期派遣の支援職員等については、可能な限り、支援側において活動に必要な資機材、支援職員の食料、宿泊施設及び交通手段を確保するよう要請した上で、手配できない場合の宿泊場所として、庁内の共用会議室等の提供を検討する。

##### ② 執務環境

県災害対策本部の各班は、派遣される職員等の業務に必要な執務スペース等を確保する。

#### イ 中・長期化に備えた対応

人的支援受入れ班は、迅速な復旧・復興に向け、県内市町村の対応状況等を把握し、派遣の終了や短期派遣から中長期派遣等への移行も見据えた調整を行う。

なお、中長期派遣については、全国一元的な技術職員（土木技師、建築技師、農業土木技師及び林業技師）の中長期の応援派遣の仕組みである復旧・復興技術支援職員確保システムを活用する。

#### ウ 費用負担

人的支援受入れに関する費用負担については、法令又は災害時相互応援協定等の定めによるほか、派遣受入れ自治体が派遣元と協議して定めるものとする。

### (2) 受援対象業務

他の自治体等からの支援職員を円滑に受け入れ、支援職員の能力を効果的に活用するため、本計画では、あらかじめ支援職員が従事する業務（受援対象業務）について、タイムライン（支援要請の時期と主な活動期間）を表4のとおり整理した。また、資料編の業務内容整理表では、受援業務ごとに、支援職員に求める具体的な業務内容、資格、必要な資機材等を記載している。

人的支援受入れ班は、表4及び業務内容整理表（資料編6-1）に基づき、各業務の担当課と調整の上、自治体職員等の受入れを行う。

#### 【資料編6 受援対象業務】

##### 6-1 受援業務内容整理表（①～④）

表4 受援対象業務に係るタイムライン

No	業務区分 (受入れ要員)		支援要請時期(☆)と主な活動期間(⇔)						資料編 該当頁	担当課
			~3時間	~1日	~3日	~2週間	~1ヶ月	1ヶ月~		
①	被災市町村事務全般の支援	避難所運営、家屋被害調査、罹災証明書の発行、市町村税の減免事務等の応援		☆<----->					20頁	人事課、市町村支援課、関係各課
				☆	<----->					
②	避難者対策	応急給水(給水車、給水要員)		☆<----->					22頁	防災企画課、水資源対策課水道整備室
③		健康対策(保健師等)		☆<----->					24頁	健康増進課
④		健康対策(管理栄養士)		☆<----->					26頁	健康増進課
⑤		心のケア(DPAT)		☆<----->					28頁	健康増進課
⑥		生活衛生対策(災害廃棄物(し尿)の処理)			☆<----->				30頁	廃棄物対策課
⑦	生活衛生対策(災害廃棄物(生活ごみ)の処理)			☆<----->				32頁	廃棄物対策課	
⑧	愛護動物の救護等(被災動物の受入れ)			☆<----->				34頁	生活衛生課	
⑨	災害ボランティアの活動促進	ボランティア、ボランティアコーディネーター				<----->			36頁	消防防災指導課、社会活動推進課、福祉総務課、県社会福祉協議会
⑩	被災者の生活支援	災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付			☆	<----->			38頁	福祉総務課
⑪		義援金の募集・配分			☆	<----->			40頁	福祉総務課
⑫		被災者生活再建支援金の支給			☆	<----->			42頁	福祉総務課

No	業務区分 (受入れ要員)		支援要請時期(☆)と主な活動期間(⇔)						資料編 該当頁	担当課
			~3時間	~1日	~3日	~2週間	~1ヶ月	1ヶ月~		
⑬	学校の教育機能の回復	教育支援要員 (教員、心のケア専門家等)				☆<----->		44頁	教育庁(教職員課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課)	
⑭		公立学校施設復旧支援要員		☆<----->				46頁	教育庁(総務企画課、施設課)	
⑮	文化財の緊急保護	文化財緊急保護要員				☆<----->		48頁	教育庁(総務企画課、文化財保護課)	
⑯	応急仮設住宅の建設	建築職員等				☆<----->		50頁	県営住宅課	
⑰	応急仮設住宅の整備・確保(みなし仮設住宅の供与)	建築職員等				☆<----->		52頁	住宅計画課	
⑱	危険度判定	被災建築物応急危険度判定士		☆<----->				54頁	建築指導課	
⑲		被災宅地危険度判定士				☆<----->		56頁	都市計画課	
⑳	災害廃棄物の処理	災害廃棄物(がれき等)の処理		☆		<----->		58頁	廃棄物対策課	
㉑	社会基盤施設の緊急対策	土木職員等 (道路、港湾、河川、砂防等を集約して記載)		☆<----->				60頁	企画・地域振興部、農林水産部、県土整備部の関係各課	
㉒	社会基盤施設の応急復旧	土木職員等 (道路、港湾、河川、砂防等を集約して記載)		☆		<----->		60頁	企画・地域振興部、農林水産部、県土整備部の関係各課	
㉓		水道の応急復旧(水道技術職員)		☆	<----->			62頁	水資源対策課水道整備室	
㉔		下水道の応急復旧(専門職員)		☆	<----->			64頁	下水道課	
㉕	社会基盤施設の復旧	土木職員等 (道路、港湾、河川、砂防等を集約して記載)		☆			<----->	60頁	企画・地域振興部、農林水産部、県土整備部の関係各課	
㉖		用地職員						☆<----->	66頁	用地課

## 第5章 物的支援受入れ

### 1 支援受入れ行動タイムライン

物的支援受入れ班は、以下のタイムラインに基づいて、支援物資の受入れを行う。

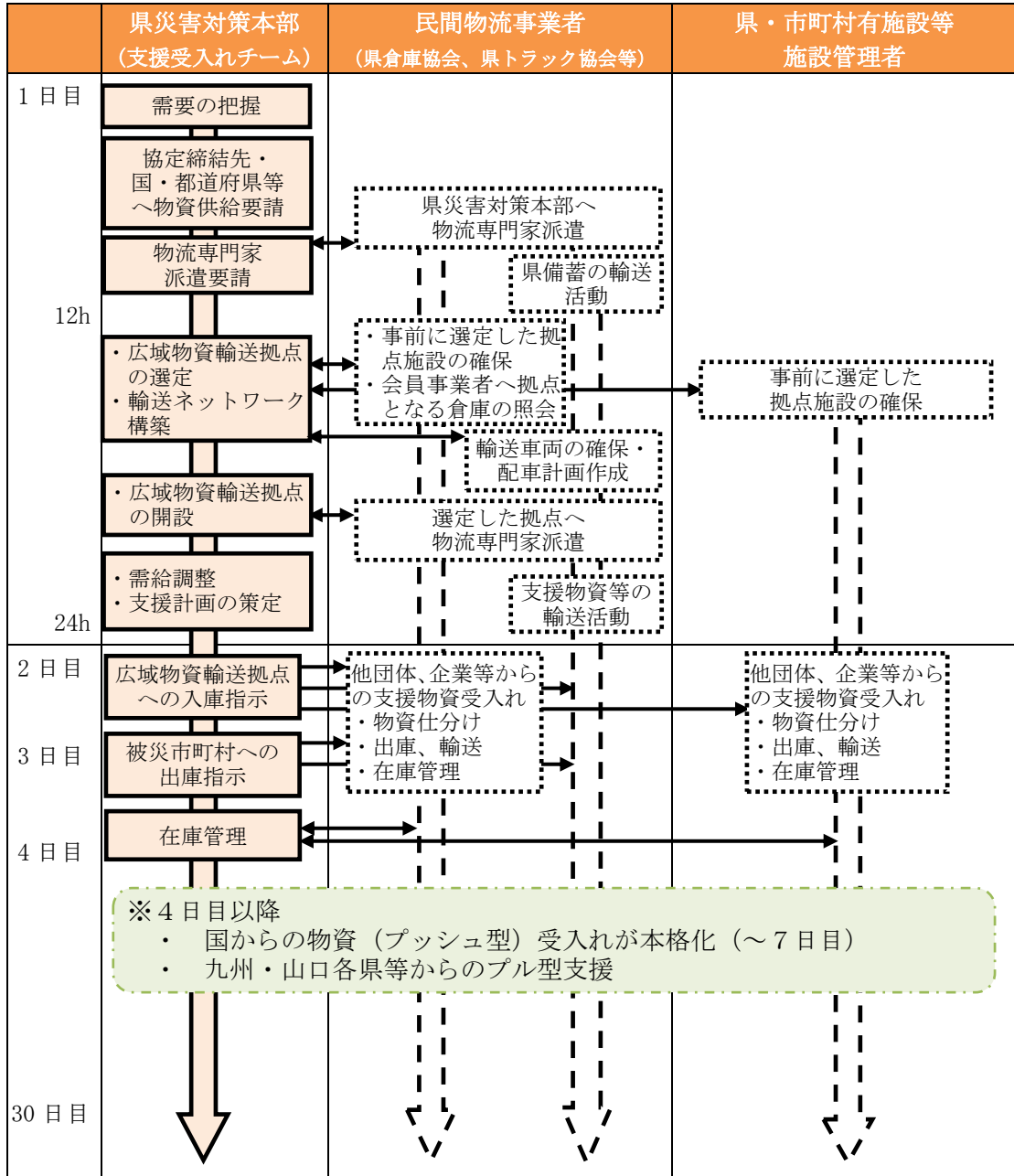


図 1 4 物的支援受入れタイムライン

### [物的支援の基本的な考え方]

#### ■備蓄物資

大規模災害時は、交通・通信インフラの寸断等により、被災地域内での物資調達が困難になるとともに、国や九州・山口各県からの支援物資もすぐには届かないことが想定される。

このため、災害発生直後から流通が回復又は国等の支援が本格化されるまでの間に必要となる最低限の物資（＝家族人数分の最低でも3日分）については、自分の命は自分で守るという「自助」の理念に基づき、住民自らが備蓄することが基本となる。県及び市町村は、被災者の保護及び被災者の備蓄を補完するため、発災初期における生命維持や生活に最低限必要となる物資を備蓄する（図15）。

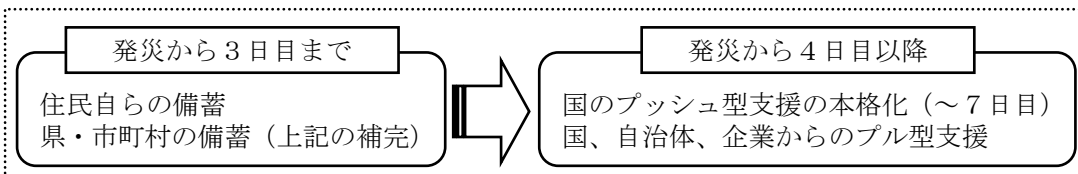


図15 物資備蓄の考え方

なお、県の備蓄物資は、県内7か所の拠点施設で保管しており、災害時には、必要に応じて、当該拠点から被災地に備蓄物資を提供する（図16）。



図16 県の備蓄拠点配置図

### ■プッシュ型支援物資

被災自治体からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する物資 ※定番品目

また、国がプッシュ型支援により被災県に供給する基本となる品目は、以下の基本8品目である。

〔基本8品目〕

食料、毛布、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品

なお、国の予備費の対象となるプッシュ型支援標準対象品目は以下のとおり。

〔標準対象品目〕

<ul style="list-style-type: none"> <li>○食料</li> <li>○育児、介護食品               <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児用粉ミルク</li> <li>・乳児用液体ミルク</li> <li>・ベビーフード</li> <li>・介護食品</li> </ul> </li> <li>○水・飲料</li> <li>○衣類関係 (男性用、女性用、子供用)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・防寒着</li> <li>・衣類(トレーナー、Tシャツ、ズボン)</li> <li>・下着類</li> <li>・くつ下・ストッキング</li> <li>・履物(スリッパ、サンダル、靴)</li> </ul> </li> <li>○台所・食器関係               <ul style="list-style-type: none"> <li>・紙食器</li> <li>・プラスチック食器</li> <li>・割箸</li> <li>・スプーン</li> <li>・フォーク</li> <li>・カセットコンロ</li> <li>・カセットボンベ</li> </ul> </li> <li>○電化製品関係(避難所で共同使用するものに限る)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・乾電池</li> <li>・延長コード</li> <li>・懐中電灯</li> <li>・ランタン</li> <li>・携帯用充電器(電池式)</li> <li>・洗濯機</li> <li>・乾燥機</li> <li>・掃除機</li> <li>・冷蔵庫</li> <li>・冷暖房器具</li> <li>・加湿器</li> <li>・空気清浄機</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活用品関係               <ul style="list-style-type: none"> <li>・シャンプー</li> <li>・リンス</li> <li>・洗面器</li> <li>・石けん</li> <li>・ボディソープ</li> <li>・歯磨き粉</li> <li>・歯ブラシ</li> <li>・かみそり</li> <li>・ハンドソープ</li> </ul> </li> <li>○トイレ関係               <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設トイレ</li> <li>・携帯トイレ</li> <li>・簡易トイレ</li> <li>・防臭剤</li> <li>・除菌剤</li> <li>・消臭剤</li> </ul> </li> <li>○掃除洗濯用品               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミ袋</li> <li>・バケツ</li> <li>・掃除用洗剤</li> <li>・衣料用洗剤</li> </ul> </li> <li>○防寒具・雨具・熱中症対策用品               <ul style="list-style-type: none"> <li>・カイロ</li> <li>・レインコート</li> <li>・傘</li> <li>・瞬間冷却材</li> <li>・冷却シート</li> </ul> </li> <li>○寝具・タオル関係               <ul style="list-style-type: none"> <li>・タオル</li> <li>・布団</li> <li>・シーツ</li> <li>・マットレス</li> <li>・毛布</li> <li>・枕</li> <li>・タオルケット</li> <li>・段ボールベッド</li> <li>・段ボール間仕切り</li> <li>・パーテーション</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○その他生活雑貨               <ul style="list-style-type: none"> <li>・爪切り</li> <li>・マスク</li> <li>・手指消毒剤</li> <li>・うがい薬</li> </ul> </li> <li>○ペーパー類・生理用品               <ul style="list-style-type: none"> <li>・生理用品</li> <li>・ウエットティッシュ</li> <li>・ウエットタオル</li> <li>・ペーパータオル</li> <li>・ティッシュペーパー</li> <li>・トイレットペーパー</li> <li>・ボディシート</li> </ul> </li> <li>○育児、介護用品関係               <ul style="list-style-type: none"> <li>・紙おむつ(大人用/子供用)</li> <li>・おしりふき</li> <li>・ほ乳瓶消毒ケース</li> <li>・ほ乳瓶消毒液</li> <li>・ほ乳瓶(使い捨てほ乳瓶を含む)</li> </ul> </li> <li>○応急用品・復旧資機材関係               <ul style="list-style-type: none"> <li>・給水ポリ袋</li> <li>・給水ポリタンク</li> <li>・土のう袋</li> <li>・ブルーシート</li> <li>・ロープ</li> <li>・ゴム手袋</li> <li>・長靴</li> <li>・防塵マスク</li> <li>・防塵ゴーグル</li> </ul> </li> </ul>
--	--	--

### ■プル型支援物資

被災自治体が、具体的な物資の必要量を把握し、必要に応じて国や他の自治体等に要請して供給される物資 ※被災者のニーズに応じた品目

## 2 物資拠点の確保と運用

### (1) 広域物資輸送拠点の選定

物的支援受入れ班は、国・他自治体・企業等からの支援物資を被災市町村へ輸送するための拠点として、あらかじめ定めた広域物資輸送拠点候補地（資料編1-3）の中から、県内の被害分布や交通状況等を考慮し、使用可能な施設を選定する。広域物資輸送拠点は、必要に応じ複数箇所を選定するなど、効率的な運用に留意する。

広域物資輸送拠点を選定した場合は、本県へ物資支援を行う国、都道府県等に対し、拠点施設と経路の情報を連絡する。

なお、広域物資輸送拠点の選定については、第4章2(3)を準用する。その際、「総括班」を「物的支援受入れ班」に、「救助活動拠点」を「広域物資輸送拠点」に読み替えるものとする。

広域物資輸送拠点の選定に当たっては、以下の点に留意する。

#### ア 民間倉庫の選定

荷役機械、資器材、人材、車両等が確保しやすく、支援物資の取扱いに適している民間倉庫を優先的に選定する。

#### イ 県有施設等の選定

発災直後の混乱期など民間倉庫の確保が困難（不確実）である場合には、あらかじめ選定した県有施設等を広域物資輸送拠点として選定する。

#### ウ 隣県等の広域物資輸送拠点の選定

民間倉庫や県有施設等が被災し、本県内での広域物資輸送拠点の確保が困難な場合には、九州・山口各県の広域物資輸送拠点の中から使用可能な拠点を選定する。

### (2) 広域物資輸送拠点の開設

#### ア 拠点開設の調整、要請手続等

物的支援受入れ班は、民間倉庫又は県有施設等を広域物資輸送拠点として選定する場合は、次のとおり拠点開設の手続等を行う。

##### ① 施設状況・利用可否の確認

施設管理者に対して、直ちに施設利用について連絡し、「様式3 拠点施設状況報告書」を用いて施設状況（被害状況や使用状況等）の確認を行うものとする。

【様式3 拠点施設状況報告書】

##### ② 拠点開設要請

施設の使用が可能であることが確認できた場合には、施設管理者（市町村有施設にあつては、原則市町村災害対策本部）に対して口頭又は電話でその旨を伝達の上、メール、FAX、文書等により施設使用の要請を行う。

【様式4 拠点施設開設要請書】

##### ③ 広域物資輸送拠点への物流専門家の派遣要請等

物的支援受入れ班は、上記開設要請に併せて、開設した広域物資輸送拠点への物

流専門家の派遣を要請する。また、当該物流専門家（以下「拠点内物流専門家」という。）と「受入れ可能な支援物資量」や「運営に必要な人員や資機材」等の調整を行い、必要に応じ、運営に必要となる「人員、資機材の調達・配備」を要請する。

#### イ 施設管理者の協力

施設管理者は、物的支援受入れ班からの要請を受け、施設の開錠等を行い、物的支援受入れ班に対し利用可能な区域等を示し、拠点の円滑な運営に協力する。

なお、県有施設等で施設利用者がいる場合には、施設内への掲示や呼びかけ等により、施設の利用中止を周知するとともに、近隣の避難所又は当該施設内の一定の場所等に誘導するなどして施設利用者の安全を確保する。また、拠点の開設及び施設利用者の施設利用を中止する旨を施設入口等に掲示し、関係者以外の施設への立入りを制限する。

#### ウ 支援要請先等への連絡等

物的支援受入れ班は、拠点を開設した場合には、本県へ物資支援を行う国、都道府県等に対し、施設名称、施設の所在等を明らかにして、物資を搬入する区画と最新の経路情報を連絡する。

#### (3) 職員の派遣

物的支援受入れ班は、広域物資輸送拠点として開設した県有施設等に、連絡調整等のための職員を派遣する。

派遣職員は、物的支援受入れ班から必要事項の伝達を受けた後、指定された広域物資輸送拠点において、施設管理者等との施設利用に係る調整や物資の確認等に当たるとともに、施設管理者や拠点内物流専門家と協力して物資を搬入する民間事業者等へ使用区域、利用可能施設等の案内を行う。

#### (4) 施設の運用

物的支援受入れ班は、施設の利用調整と並行し、支援物資の要請・供給の対応を行う。

#### (5) 拠点の閉鎖及び施設の状況確認

物的支援受入れ班は、広域物資輸送拠点として開設した県有施設等を閉鎖する場合には、施設管理者に対して、速やかにその旨を連絡して閉鎖を要請する。施設管理者は、広域物資輸送拠点の閉鎖を決定した場合には、物的支援受入れ班に対して、閉鎖を報告する。

また、閉鎖に当たっては、可能な限り原状を回復することとし、派遣職員、拠点内物流専門家、施設管理者の三者で、施設の状況等を確認する。

【様式 5 拠点施設閉鎖要請書】

【様式 6 拠点施設閉鎖（予定）報告書】

#### (6) 留意事項

##### ア 連絡体制の確保

災害時の連絡体制を確保するため、県と各施設管理者は、情報通信手段及び連絡先



等について、あらかじめ「連絡先一覧」を作成しておくものとする。

【様式7 拠点施設開設に係る連絡先一覧（県有施設）】

【様式8 拠点施設開設に係る連絡先一覧（市町村有施設）】

#### イ 協定の締結等

市町村や民間事業者が所有する施設を拠点として利用するに当たっては、あらかじめ協定を締結するなど、具体的な運用方法や経費の取扱い等について定めることとする。

#### ウ 拠点設置に要した経費の負担等

##### ① 県による経費の負担等

拠点施設の利用に係る経費については、災害対策基本法、災害救助法等の関係法令や協定等に基づいて、国、県、市町村及び防災関係機関が協議の上、適切に負担配分を行う。

##### ② 拠点施設の利用により損害が発生した場合の取扱い

拠点施設の利用により、当該施設に損害が発生したことが確認された場合には、原則として県の経費負担により原状回復を行うこととする。

原状回復の方法等は、県と施設管理者が協議の上、決定する。

### 3 物資調整

物的支接受入れ班は、以下のとおり物資調整に関する業務を実施する。

#### (1) 市町村の需要把握と供給の確保

物的支接受入れ班は、市町村の需要を把握し、それに対応した供給を確保するために、国・他自治体・企業等から受入れ・調達を行う（図17）。

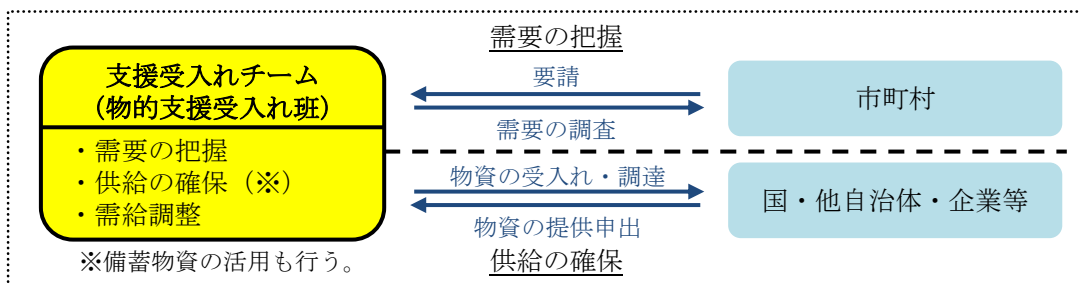


図17 市町村の需要把握と供給確保

#### ア 需要の把握

市町村は、各避難所の在庫量、必要量等を集計管理し、市町村で必要量を調達できない場合には、物資ニーズ調査票等により、物的支接受入れ班に対し支援を要請する。

物的支接受入れ班は、市町村から支援物資の要請を集約・整理し、需要を把握する。

なお、市町村や避難所の体制が整っておらず、需要の把握が困難である場合は、物的支接受入れ班は、県職員を市町村に派遣する等により、自ら需要の把握にあたる。

【様式2 物資ニーズ調査票】

## イ 供給の確保

物的支援受入れ班は、県備蓄拠点及び広域物資輸送拠点における物資の在庫状況を確認し、需要に対して不足が見込まれる場合は、国・他自治体・企業等からの受入れ・調達、又は大口義援物資の受入れにより必要な品目・数量を確保する。

物的支援受入れ班は、派遣職員及び拠点内物流専門家に受入れ・調達物資の品目・数量等の情報を提供し、広域物資輸送拠点への搬入に関する指示を行う。

〔 災害時に迅速に供給を確保するため、物資供給に関する協定締結事業者における発災からの日数による提供可能数量や九州・山口各県の備蓄物資リストなどをあらかじめ整理し、関係機関で共有を図る。 〕

## ウ 需給調整

市町村の需要に対して適切に物資を供給するためには、需要状況及び物資の確保状況（県備蓄倉庫及び広域物資輸送拠点の在庫情報）のそれぞれの現状と将来予測を照合し、物資の過不足状況を正確に把握する需給調整が必要となる（図18）。

需給調整は支援物資の個々の品目別の過不足情報に基づいて行うが、過剰又は過剰になる可能性が高いと判断された品目は受入れ・調達を停止し、又は、提供を辞退する。

ただし、現時点では過剰傾向にある品目でも、将来的には不足することが予想され、かつ、広域物資輸送拠点の空きスペースが十分にある場合は確保を検討する。

また、地域内輸送拠点へ直接輸送が可能な場合は、受入れを調整する。

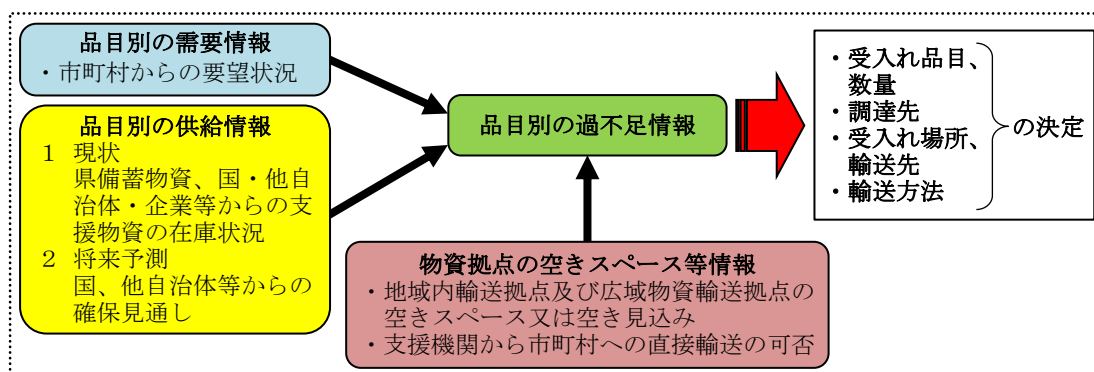


図18 需給調整

### (2) 市町村への供給量・搬送先の決定

物的支援受入れ班は、市町村の需要及び供給の確保の状況から、市町村への供給量、供給時期及び搬送先を決定する。

なお、市町村への供給量を決定するに当たっては、市町村の需要に対して物資の供給量が不足している場合は、市町村への配分を調整する。また、搬送先を決定するに当たっては、原則、地域内輸送拠点への直接輸送とするが、被害状況等により地域内輸送拠点から避難所等への搬送が困難な場合には、避難所等へ直接輸送するものとする。

物的支援受入れ班は、決定した供給量、供給時期及び搬送先を元に、派遣職員及び拠

点内物流専門家に対し、受入れ・調達物資の搬出、また、地域内輸送拠点への輸送に関する指示を行う。

(3) 物資調整に関する情報管理

物的支援受入れ班は、物資調整業務に必要となる広域物資輸送拠点内の在庫管理情報、空きスペース又は空き見込み情報、輸送状況（出発時間、到着見込み時間、途中経過状況）等について派遣職員及び拠点内物流専門家から収集し、情報管理の上、物的支援受入れ班全体で情報共有を図る（図19）。

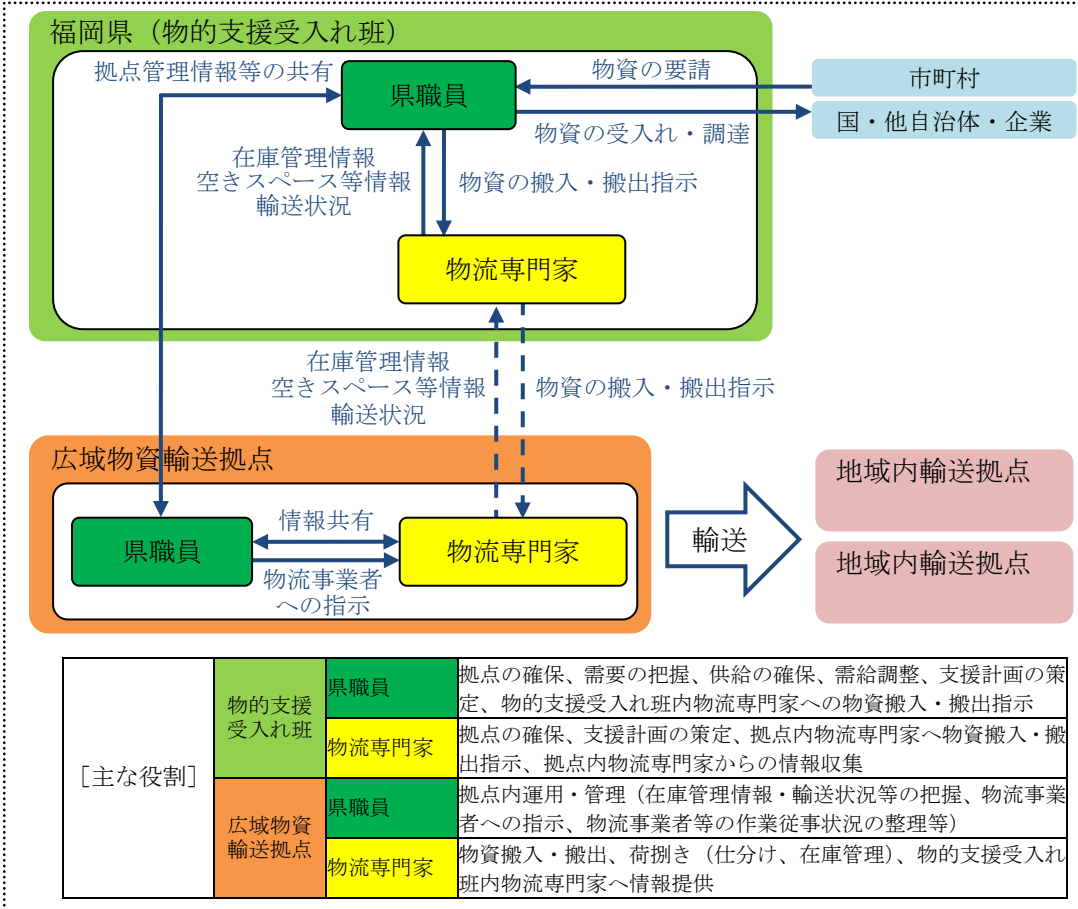


図19 支援受入れチーム・広域物資輸送拠点間における情報の流れ

(4) 義援物資の受入れ

物的支援受入れ班は、義援物資の提供に関する申出に対し、品目・数量等の提供情報を集約・整理するとともに、物資の過不足状況や広域物資輸送拠点の空きスペース状況等に関する情報を踏まえ、受入れの可否について判断する。

物的支援受入れ班は、企業等からの大口義援物資の受入れを決定した場合は、受入れ先を相手方に案内し、物資の受入れ・管理を行う。

なお、過去災害において、個人を中心とした小口の義援物資は、被災地の需要に対応した形で供給を確保することが困難であり、不用物資の滞留等の原因になったことか

ら、個人等からの小口義援物資提供の申出については、原則として受け付けない。

#### (5) 配慮すべき事項

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。その他、食料品や医薬品等の冷温管理が必要となる物資については、福岡県冷蔵倉庫協会との協定を活用し、冷蔵倉庫への保管等を検討する。

[品目例] 柔らかく飲み込みやすい食料、医薬品、紙おむつ、粉ミルク、哺乳びん、離乳食、カセットコンロ、ガスボンベ、アレルギー対応食品、男女別の衣服、生理用品

### 4 輸送手段の確保と運用

物的支援受入れ班は、決定した供給量、供給時期及び搬送先を元に、広域物資輸送拠点から地域内輸送拠点へ物資の輸送を行う。

物資の輸送は車両を原則とし、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路により行うが、輸送先や道路の被害状況を勘案し、車両での輸送が困難な場合は、鉄道、海路、空路等による輸送を検討する。その際、車両以外の輸送手段の確保は総括班が行う。

#### (1) 輸送手段

- ア 陸路：車両、鉄道等
- イ 海路：フェリー、漁船等
- ウ 空路：ヘリコプター

#### (2) 陸上輸送手段の確保と運用

##### ア 輸送計画の策定

支援物資の陸上輸送を行う場合、物的支援受入れ班は、車両を用いた輸送計画を策定する（図20）。

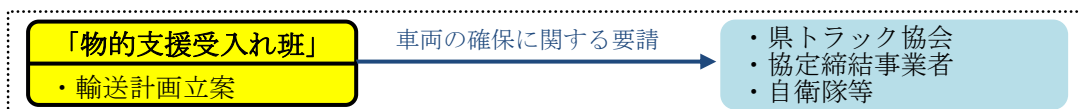


図20 車両の確保に関する要請

#### イ 災害時における車両確保の手順

- ・ 車両確保に関する要請は、物的支援受入れ班が物資輸送に係る協定等に基づき行うこととする。この際、市町村のための輸送力の確保・配分について留意する。
- ・ 支援要請を受けた物流事業者は、速やかに対応可能な車両等を県に報告する。また、必要に応じて荷役作業等のために人員・荷役機械・資器材等を提供する。
- ・ 物的支援受入れ班は、確保した車両について、必要に応じて緊急通行車両確認標章等の交付に関する手続等を行う。
- ・ 緊急を要し、かつ物流事業者が輸送車両を確保できない場合、総括班を通じ、自

衛隊等の防災関係機関に協力を要請する。

### ウ 留意事項

物的支援受入れ班は、輸送計画の策定時にインタンク（自家用燃料タンク）を保有する等、災害時においても給油対応が可能な事業者を優先して選定するなど、輸送車両の燃料確保について留意することとする。

### (3) 避難所等への搬送

市町村は、地域内輸送拠点に配分された物資を当該市町村の避難所等に搬送し、被災者へ配布する。なお、被害状況等により地域内輸送拠点から避難所等への搬送が困難な場合には、市町村は物的支援受入れ班に対し、搬送を要請することができる。

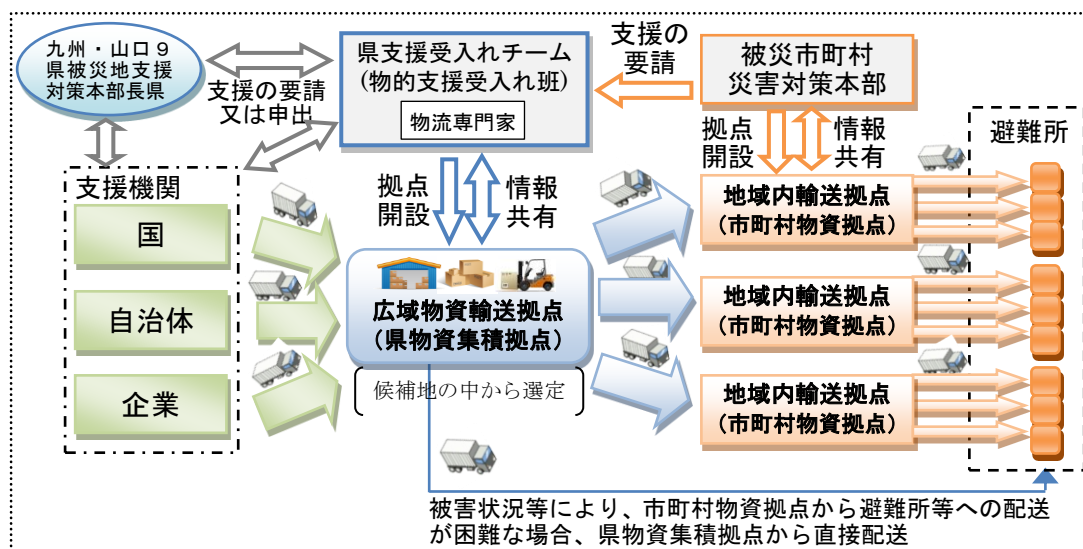


図 2 1 支援物資の要請・供給の流れ



## 第6章 その他共通事項等

### 1 通信・連絡手段の確保

#### (1) 広域的な支援要請の連絡

県防災・行政情報通信ネットワークは、県庁、市町村、消防本部、県出先機関及び防災関係機関を相互に結ぶとともに、全国の都道府県防災行政無線、消防庁、全国の主な消防本部等を結ぶ消防防災無線にも接続しており、広域的な支援要請の調整等は、これを最優先に使用する。

#### (2) 県・市町村の災害対策本部等の相互間の連絡

県災害対策本部、県現地災害対策本部、市町村災害対策本部の相互の通信も、原則として、県防災・行政情報通信ネットワークを使用する。

また、県災害対策本部と各市町村や災害現場等に派遣する職員との通信手段を確保するため、必要に応じ、通信事業者から通信機器（携帯電話・衛星携帯電話・MCA無線機等）を速やかに借り受ける。

#### (3) 災害現場と災害対策本部等の連絡

災害現場又は前線拠点の救援部隊と災害対策本部等の連絡は、各部隊が装備する通信手段が様でないため、状況等により、公衆電話回線（NTT固定電話、携帯電話等）も含めた様々な手段を活用する。

救援部隊は、それぞれの機関の無線網（消防救急無線、警察無線）等を使用する。また、災害現場等の市町村職員や県職員を通じて、県防災・行政情報通信ネットワーク（移動系）、市町村防災行政無線（移動系）を使用する。

なお、これらの連絡系統等は統一し、関係機関の間で共有する。

### 2 進入ルートの調整

#### (1) 県外につながる緊急輸送道路等

県災害対策本部県土整備部道路維持班は、総括班及び県警察本部と協力し、非被災地からの進入ルート（陸路）について、進入する方向、進出先、路線の状況等を踏まえ、県外につながる緊急輸送道路（緊急交通路指定予定路線を含む。）等から選定する。

#### (2) 防災拠点を結ぶ路線

県内の防災拠点間の移動は、緊急輸送道路等を活用する。

#### (3) 海上輸送基地の準備

総括班又は物的支援受入れ班は、災害時の支援物資等の輸送基地としての役割を担う港湾施設及び漁港施設（以下「海上輸送基地」という。）の管理者に、港湾等の使用を要請するとともに、各海上輸送基地の管理者との連絡調整体制を整える。

なお、各海上輸送基地の管理者は、発災後の緊急輸送等に備え、耐震強化岸壁の整備に努めることとする。

#### (4) ルートの調整

災害の初動期は、道路啓開や交通規制が十分に進んでいないため、県災害対策本部、県現地災害対策本部及び市町村災害対策本部は、各道路管理者と連携し、効率的な迂回路や代替ルートを設定する。また、支援は、進出及び活動が可能な地域から順に受け入れる。

#### (5) 有料道路

総括班は、無償化措置が必要であると考えられるときは、有料道路事業者とその取扱いについて協議するものとする。

総括班は、協議の結果無償化措置を受けることが可能な場合は、支援を受けようとする関係機関及び他都道府県にその旨を通知する。また、他都道府県に対して、申出のあった場合に災害派遣等従事車両証明書を発行するよう依頼するものとする。

### 3 支援ヘリコプターの受入れ

#### (1) ヘリコプターの運用調整

大規模災害時には、救援活動のみならず医療緊急搬送、物資輸送等幅広い活動に従事する多数のヘリコプターが県外から派遣されるため、航空運用調整班は、自衛隊、消防、警察、DMA T等と各機関のヘリコプターの運用について調整する。

#### (2) ヘリベースの確保

航空運用調整班は、関係機関と調整し、県外から派遣されたヘリコプターの活動拠点となるヘリベースを自衛隊の基地等及び空港に確保するほか、状況により公園、学校のグラウンド等（活動拠点等を含む。）に確保する。

なお、福岡空港（奈多地区含む）及び北九州空港は、「福岡県緊急消防援助隊受援計画」における航空隊進出拠点、及び「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」における航空搬送拠点候補地として指定されており、ヘリベースとして利用できる。

本県内での確保が困難な場合には、隣県等に確保を要請する。

#### (3) ヘリコプター臨時離着陸場の確保

航空運用調整班は、ヘリコプターの活動のために臨時離着陸場が必要な場合、関係機関と調整し、確保する。ただし、状況によりやむを得ない場合は、各機関は現地で施設管理者等と調整し、確保する。

#### (4) 空域統制

航空運用調整班は、報道機関のヘリコプターを含め活動に従事するヘリコプターの飛行統制を国土交通省へ要請する。ただし、状況によりやむを得ない場合は、飛行援助用航空局の設置を自衛隊に要請することがある。

#### (5) 燃料補給

基本的には、各機関の計画で実施するが、緊急上やむを得ない場合は、総括班が調整



する（「4 燃料供給」を参照）。

#### (6) 通信

活動中の通信は、原則として災害用の通信系を使用し、ヘリコプターの運航上の通信は以下のとおりとする。

- ・ 航空機相互間通信共通波：1 2 2 . 6 0 MHz
- ・ 災害時飛行援助共通波：主に1 2 3 . 4 5 MHz

### 4 燃料供給

#### (1) 基本的な考え方

ア 総括班は、災害対策上重要な施設、指定避難所、医療機関及び社会福祉施設等（以下「優先供給施設」という。）及び緊急通行車両について、「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき、福岡県石油商業組合に対して燃料供給を要請する。

イ 総括班は、上記協定に基づく優先供給では燃料確保が困難であると認める時は、燃料需要を取りまとめ、国の政府災害対策本部の調整による優先供給を要請する。

#### (2) 供給の流れ

ア 総括班は福岡県石油商業組合に対して、協定に基づく供給を要請する。福岡県石油商業組合は、組合員の給油所等の被災状況を把握し、供給可能な施設について、総括班に情報提供を行う。

イ 総括班は、優先供給施設からの燃料供給の要請について、福岡県石油商業組合に対して優先供給を依頼する。

ウ 福岡県石油商業組合は、県からの優先供給の要請を受けた場合は、供給可能な組合員の給油所等を通して、当該優先供給施設へ燃料の配送を行う。

優先供給施設への燃料供給の流れは以下のとおり。

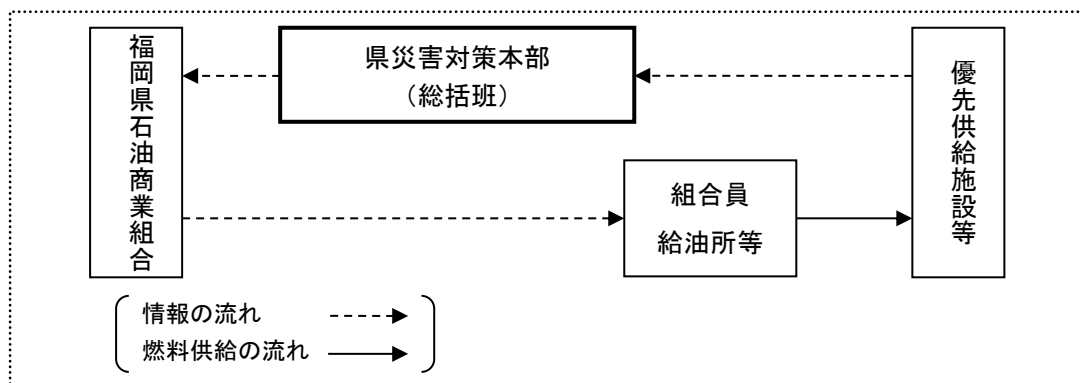


図 2 3 燃料供給の流れ

エ 総括班は、緊急通行車両等が最寄りの給油所で優先供給を受けられるよう、供給可能な給油所について情報提供を行う。

オ 避難所等から炊き出し用の燃料供給の要請があった場合、上記協定のほか、県災害

対策本部商工部工業保安班は、「災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定」に基づき、一般社団法人福岡県L Pガス協会に対してL Pガス及び設備の供給を要請する。

**【資料編7 その他】**

- 7-1 緊急交通路指定想定路線一覧
- 7-2 緊急輸送道路ネットワーク図
- 7-3 ヘリコプター臨時離着陸場一覧（県指定）
- 7-4 海上輸送基地一覧
- 7-5 航空隊進出拠点一覧

